

平成27年第4回定例会

# 一宮町議会会議録

平成27年12月11日 開会

平成27年12月11日 閉会

一宮町議会

## 成 2 7 年 第 4 回 一 宮 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (12月11日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
一般質問	11
藤 乘 一 由 君	11
鵜野澤 一 夫 君	31
袴 田 忍 君	35
渡 邊 美 枝 子 君	39
志 田 延 子 君	44
焔 場 博 敏 君	49
鵜 沢 清 永 君	59
認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	63
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	81

議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
閉会の宣告	85
署名議員	87

第 4 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

12 月 11 日 （ 金 ）

# 平成27年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成27年12月11日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
会計管理者	峰島勝彦	教育長	町田義昭
総務課長	峰島清	まちづくり 推進課長	小柳一郎
税務住民課長	大場雅彦	福祉健康課長	高師一雄
事業課長	塩田健	保育所長	井上高子
教育課長	渡邊幸男	選挙管理委員会 書記長	峰島清
農業委員会 事務局長	塩田健		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	鵜澤あけみ
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

- 日程第五 一般質問
- 日程第六 平成26年度決算審査特別委員会委員長報告
- 認定第1号 平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成26年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第七 議案第1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の制定について
- 日程第八 議案第2号 一宮町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第九 議案第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第十 議案第4号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定について
- 日程第十一 議案第5号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定について
- 日程第十二 議案第6号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定について

---

開会 午前 9時03分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は、足元の悪い中、また年末の大変お忙しい時期になりましたが、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまです。

ただいまから平成27年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本日の定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告をいたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして、閉会中の継続審査でありました決算認定の報告のほか、条例の制定1件、条例の一部改正2件、一般会計及び特別会計合わせて3件の補正予算であります。

また、一般質問では7名の議員が提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでございました。

---

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

5番、鶴沢一男君、6番、小安博之君、以上、兩名をお願いいたします。

---

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（島崎保幸君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。

これをもってご了承願います。

---

◎町長の行政報告

○議長（島崎保幸君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） おはようございます。

本日ここに、平成27年第4回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにご苦労さまでございま



す。

最初に、戦後70年事業関係ですが、10月6日に一宮中学校中庭にて、町制125周年と戦後70年の記念事業として、長崎市から譲り受けた被爆クスノキ2世の苗木の植樹式を行いました。当日は、学校長、生徒会役員、議長、各議員や一般の方にも参加いただき、多くの方に平和意識の継承を図ることができました。

次に、防災関係ですが、11月8日に全町を対象とした津波避難訓練を実施いたしました。4カ所の津波避難所のほか、新たに愛光保育園の屋上と役場の新庁舎4階そして屋上の2つの施設が追加され、19カ所の津波一時避難場所で行いました。また、これまで原則徒歩による避難としておりましたが、要配慮者等、徒歩での避難が困難な方は自動車を使用した避難を追加し、避難者が自動車避難での安全かつ迅速な避難方法を確認、検討していただく訓練といたしました。当日は小雨にもかかわらず、一般の避難者1,212人、消防署等の関係者229人、合計1,441人の参加がありました。訓練参加者の意見や要望、また訓練反省会で出された課題等について、少しでも改善できるよう検討してまいりたいと思います。

ご協力いただきました区長会、南消防署、消防団、アマチュア無線クラブ、社会福祉協議会、日赤奉仕団、各区の自主防災会、各施設関係者の皆様に対し、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

次に、無料駐輪場の開設につきましてご報告いたします。一宮駅周辺には、以前から多くの自転車が放置され、歩行者の通行を妨げたり、美観を損ね、問題となっていました。

10月中旬に駅下の町有地（資材置き場の一部）に無料の駐輪場を開設し、張り紙や広報でお知らせしたところ、皆様のご理解とご協力が得られ、一宮駅周辺の放置自転車は減少いたしました。引き続き、美しい環境が保たれるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

次に、地方創生につきまして、政府は、全国の自治体に対し、将来人口の目標となる人口ビジョンと、それを前提に対策を示す総合戦略を来年3月までに策定するよう求めております。

なお、本年10月までに総合戦略を策定すれば、地方創生先行型交付金の地方版総合戦略先行策定分として最高で1,000万円が受けられる制度となっており、早期に事業実施を進めていくことを目的に、10月28日に人口ビジョンと総合戦略を完成いたしました。現在、町のホームページから閲覧できるようになっております。総合戦略の作成に当たりましては、ご多用の中、聞き取り調査にご協力いただきました町内各種団体の皆様、また、会議にご出席いただきました有識者の皆様に心からお礼を申し上げます。

こうして10月末までに総合戦略を完成させた結果、本町は1,000万円の交付決定を国から受けることができました。なお、この交付金は、女性の活躍推進事業として、ママのためのワークショップフェスティバルや創業セミナーの開催費用、子育てガイドブックの作成及び中央公民館や公立保育所の児童館機能を高めることを目的とした備品類の整備充実に活用してまいります。

あわせて、地方創生先行型交付金には、市町村みずからが考え、地方独自の事業計画を立案し、国の評定委員の審査を受け、全国のモデルとなる優良施策として認められた場合、先駆的な事業分として交付金が受けられる制度がございます。本町はこの交付金にも申請し、審査の結果、千葉県内の市町村としては唯一最高額となる5,000万円の交付決定を受けました。この交付金は、産官学連携によるロボットプログラミング事業として、一宮小学校と東浪見小学校の6年生全員と担任教諭を対象に、一人につき1台のタブレットパソコンを導入します。あわせて、6年生の各教室に電子黒板を導入いたします。授業につきましては、人工衛星や被災地調査ロボットなどの開発で優秀な実績のある千葉工業大学や情報技術を活用した教育に取り組むIT企業などと小学校が連携し、学習教材用ロボットの組み立てや動作プログラミングのパソコン入力などを実施する予定です。

県内大学や企業と地域のつながりを深めることにより、特色のある教育や人材の育成並びに本町における若者の定着を推進してまいります。

加えて本町は、地方創生の一環として、本年度中の地域再生計画の策定を進めております。この計画策定に関し、国から計画策定費1,000万円の支援を受けているのも千葉県内では本町のみであります。現在、サーファーなど観光客の利便性の向上、鉄道駅周辺など中心市街地の活性化について計画案を作成中であり、大学教授などの有識者、議会常任委員会の各委員長、町内各種団体長の皆様を中心に構成されている一宮町地域再生協議会のご意見を伺いながら、平成28年1月に地域再生計画を完成させ、内閣府に提出することを目標にしております。

次に、東京五輪サーフィン競技の会場誘致についてご報告を申し上げます。

東京五輪組織委員会は、開催国に与えられている追加種目の一つにサーフィンを選定いたしました。年間50万人以上のサーファーが訪れている本町といたしましては、大変喜ばしい結果となりました。

また、ことし7月に私が発起人となって設立し、現在、秋田県から宮崎県まで計32市町村の首長が参加しております、サーフィンの東京五輪正式種目を応援する首長連合の活動が、

今回の選考結果に役に立てたとすれば、まことに幸いなことと感じております。

サーフィンがオリンピックの正式種目に決まるのは、来年8月の国際オリンピック委員会の総会ですが、東京五輪の組織委員会は、追加種目の開催地を検討するための作業部会を11月に立ち上げ、国内での候補地選定作業をスタートすることとなりました。サーフィン競技については、宮崎県や神奈川県なども招致の声を上げておりますが、ぜひとも千葉県内での開催実現を図るため、本町が事務局となり、県内太平洋沿岸の全域となる銚子から館山まで16自治体の市町村長と日本サーフィン連盟県内4支部長に要望書の連名協力を呼びかけ、東京五輪サーフィン競技会場の誘致に係る要望書を作成し、11月26日に千葉県庁特別会議室で千葉県知事に直接要望書を提出してまいりました。

本町は、過去にも何度も国際的なサーフィン大会を実施してきた実績があり、他の候補地に比べ、東京五輪選手村となる有明からも近いなど、東京五輪サーフィン競技が実現できる環境や可能性は十分にあると思っております。今後は、隣のいすみ市などとも連携し、本町の海岸でオリンピック競技が開催できるよう、誠心誠意努力してまいります。

次に、第8回渚のファーマーズマーケット並びに第4回一宮海岸クリーンアップウォーキング大会を11月28日に開催いたしました。本イベントは、日本ウミガメ会議開催日程にあわせて実施いたしました。

渚のファーマーズマーケットは、本年度完成した一宮海岸広場で開催され、町内や近隣から70の店舗が出店し、ダンスやトランポリンなどのアトラクションのほか、6歳以下のお子様による自転車レースの開催などが行われ、約2,500人の来客でにぎわいました。

一宮海岸クリーンアップウォーキング大会には、約7キロの一般コースに83人、2.5キロの親子ウォーキングに91人が参加し、コース途中で落ちているごみを拾いながら健康的なウォーキングに汗を流しました。

次に、福祉関係ですが、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、一宮町地域支援ネットワーク事業に取り組み、今年度も協力の事業者をふやしています。今月、町内の薬局8の事業所と協定を締結する予定です。これで協定事業者は29社となりました。今後も協力いただける事業所をふやし、高齢者を地域で見守る活動の充実を図ってまいります。

臨時福祉給付金ですが、12月1日に受付が終了いたしました。申請書を送付した件数は1,787件で、受付したのは1,340件でした。現在、添付書類の不備があった人への指導や、所得状況等資格の確認調査を実施しており、確認がとれ次第、支払い手続を行う予定です。

次に、子育て世帯臨時特例給付金の支給状況ですが、公務員を含め、児童手当の対象とな

る児童1,514名全ての支給が完了いたしました。

次に、保育所整備基本計画の進捗状況を報告します。

新しい東浪見保育所の整備については、工事が順調に進んでおります。進入路整備が終了し、既に関係者にご活用いただいております。園舎の建築工事も予定どおり進んでおり、園舎の骨格が見えてまいりました。完成後には、地域の方をお招きする内覧会が開催される予定です。また、保育内容も現在、三者協議会にて協議されており、2月末に入所者の説明会、3月に県から認可を受け、予定どおり平成28年4月に開園できる見通しです。

続きまして、一宮の保育所の整備ですが、用地の買収を3人の地権者中2人が完了し、現在進めている測量、設計後、残る1人と売買契約を結ぶ予定となっています。また、設計が進んできた中で、進入路部分の詳細が見えてきましたので、これをもって用地を買収したいと考えています。本議会に、この費用について上程しておりますので、よろしく願いいたします。

また、法人の選考状況ですが、10月19日から公募を開始し、先月30日で締め切りました。県内外11の法人が申請書を受け取り、うち5法人から正式に申請書の提出がございました。12月21日及び25日に行う選考会で、プレゼンテーションとヒアリングを一般公開して審査し、年内にも正式に決定したいと考えています。今後も平成29年4月開園を目指し、計画を遅滞なく推進してまいります。

介護保険事業ですが、第6期事業計画に策定してあります特別養護老人ホームの整備について、選考委員会を開催し、整備予定の事業者を決定いたしました。

特養施設の整備については、千葉県と事業者の協議が1月から始まります。平成29年度開設に向け、施設整備を行ってまいります。

また、制度改正に伴う要支援者の訪問介護事業と通所介護事業が地域支援事業の中の介護予防・日常生活総合支援事業へ移行することを郡内で協議した結果、平成28年3月から実施いたします。

事業移行しても、サービス低下を招かないよう、今後も窓口での相談を受け、住みなれた地域で暮らしていけるように支援してまいります。

次に、農業関係ですが、去る11月3日に開催されました第37回一宮町農林商工祭は、会場を役場北の駐車場に変更し、来場者はおよそ1,500人で行われました。出演団体の創意工夫を凝らしたイベントや、サンマ、野菜などの特売が行われ、事故もなく盛況のうちに終了しましたことを報告させていただきます。

施設園芸ですが、県補助事業の新「輝け！ちばの園芸」は、2件のリフォーム事業が実施され、既に工事は完了し、再びトマトが作付された状況となっています。施設の新設や梨生産に係る生産力強化支援につきましては、イチゴ施設1件が完了し、残り5件は栽培管理の兼ね合いでこの冬場には完了する見込みとなっております。

また、国補助事業の強い農業づくり交付金で、現在、役場下と中之橋の北側、そして白子町の牛込地区で建設中のトマトハウスですが、この事業は、国の強い農業づくり交付金を活用しており、3月の完成に向けて順調に進んでおります。

次に、米の関係ですが、10月14日に郡内6町村連名による、米価下落に当たって生産コストに見合う米価にする緊急対策を求める要望書を国へ提出してまいりました。国の見解は、平成27年産は生産調整を達成し、需要と供給は回復基調にある。低米価の対策として、均し対策があるが、加入者が少ないのでPRをお願いしたい。新たな米価安定対策として平成28年度予算に米穀周年供給・需要拡大支援事業を要求している。飼料用米の生産拡大目標を達成するため、予算の確保に努める。TPP対策では、追加輸入となる7.8万トンを吸収できるよう国産主食用米政府備蓄米として買い上げるということをございました。農家にとって有益となる対策が打ち出されることを期待するとともに、町は今後も迅速な対応に努めてまいります。

次に、日本ウミガメ会議ですが、11月27日から29日にかけて、ホテル一宮シーサイドオーツカで開催されました。会議では、元東邦大学教授、秋山章男先生の講演に始まり、ウミガメ調査者からの報告、子供たちや団体等の発表が行われ、特に一宮中学校の生徒3名の発表内容は大変すばらしく、会議出席者から大きな拍手が送られる場面もありました。会議には1,200人が参加し、盛況のうちに終了したことを報告させていただきます。

次に、町道の工事関係でございますが、通常行っている新設改良工事、維持補修工事につきましては、きょう現在、本年度予定している工事のうち95%の契約が完了しております。

国の補助事業の関係ですが、昨年度から工事が始まった町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良事業は、10月に発注いたしました。工期が年度末になっていて、年をまたいでの工事であり、また交通規制等が発生し、町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

都市整備関係ですが、東野地区の2カ所の公園整備工事を民間等から募集した企画提案により工事を実施します。一つは、遊び場を確保することにより子供の自由な発想による遊びを基本とする公園、もう一つは、遊具での遊びを基本とする公園を考えております。

次に、都市下水路関係ですが、中央ポンプ場の建屋が建築され30年近くたっており、老朽化による漏水への対策として、中央ポンプ場屋上防水改修工事を発注いたしました。今後もポンプ場が適正に稼働するよう維持管理を行い、浸水災害の防止に努めます。

環境関係ですが、9月16日に一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例が施行され、広報等で周知したところです。

次に、上半期の町による不法投棄品の回収状況ですが、主な物としましては、テレビ3台、廃タイヤ11本、ガスボンベ3本であり、昨年度同期と比べますと、テレビの不法投棄が減少しております。今後も、不法投棄監視員や関係機関と連携を図り、不法投棄防止のために不法投棄監視のパトロールをさらに強化してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、10月31日に千葉県主催による「わが家の耐震相談会」を文化祭会場のG S Sセンター内で開催され、1名の方が住宅の耐震化について派遣された建築士のアドバイスを受けました。

次に、放射能の汚染問題ですが、引き続き空間放射線量の測定、農産物、小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しており、結果は、不検出または基準値以下となっていることから、町民の皆様方への健康への影響はないと判断しております。

教育関係について申し上げます。

総合文化祭として10月25日に「芸能と音楽を楽しむ会」が行われ、約1,000人の来場者の中、20の団体が日ごろの練習成果を披露しました。

また、10月31日から2日間にわたり開催した文化祭では、1,000点を超す芸術作品が展示され、約1,200人の来場者がありました。いずれも盛況裏に終了いたしました。

さらに、11月15日には「七歳児の合同祝」を開催し、健やかに成長された94人の7歳児が祝福されました。町の未来を担う子供たちが元気に伸び伸びと育ってくれることを願っております。

終わりに、この定例会に条例の制定1件、一部改正2件、補正予算3件を提案いたしました。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

---

◎一般質問

○議長（島崎保幸君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

---

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（島崎保幸君） それでは、通告順に従い、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

おはようございます。

それでは、私、3件、質問を提出させていただいておりますが、わかりやすくするために、1件ずつ順番にさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○7番（藤乗一由君） では、1番目、ウミガメ会議と関連事業、並びに各種イベント実施の効果等について伺うという点です。

(1)ウミガメ会議の実施状況と結果についてお伺いします。

(2)ウミガメ会議は広報宣伝活動に類する部分だけでも186万6,000円と巨額の予算を組んで実施されました。この会議に関する反応等を通じて、宣伝の効果や、当初町長がおっしゃっていました会議の目的、9月の議会でも2点の目的があるとお答えいただきましたが、これに対する費用対効果がどう見込まれるのかについてお伺いします。

この186万6,000円という広告宣伝費の中には、のぼり旗、懸垂幕、千葉県内の広告宣伝費、「ぐるっと千葉」という雑誌の広告費、ベイFMのラジオ宣伝費、それからインターネット中継、これを含んだ金額です。このうち、大塚基金と公金でございます千葉県環境財団からの助成金、助成金のほうは42万5,000円いただいて事業が行われています。宣伝費だけなんです、この金額は。環境財団からの公金もいただいているということから見て、町外から

見ても恥ずかしくない使い方をしていただかなくてはなりません。町のために中・長期的な有効な効果が得られるんだそうですけれども、そのためには、宣伝による反応、こうしたものをきちんと捉えて、それに対して中・長期的な効果、どういうふうにしていったらいいのかということを計画的に進めていただく、これが当然の進め方だと思います。

宣伝の期間、広告広報の期間は十分ありましたから、会議開催までの経過、どのような反応があったかということもお知らせいただきたいと思います。

(3) その他のイベントにも広報活動をしておりますが、こうした各種イベントに対する参加者、町民の皆様の反応、それから町民の皆様の認知度、認識の状況、町への経済面の効果、こうしたことについて、どのように把握していらっしゃるのでしょうか。

(4) ウミガメ会議やトライアスロン大会などには多数の職員を派遣しております。これは実質、間接的な補助金支出と同様です。実際に人的コストはどれだけかかり、イベントの実施効果と比較して、これをどう評価しているのか。職務命令として職員は派遣されるわけですけれども、この点について町長はどう考えていらっしゃいますか。トライアスロン大会は企業の営利活動です。特にこれは企業のための活動ですので、町には何が還元されたのでしょうか。

(5) 本年度以降のウミガメ関連事業の計画と内容をお伺いします。

先般、計画書として、補正予算の予算書の中に、平成28年度のウミガメ関連事業は総額236万6,000円、そのうちウミガメの衛星追跡調査が69万円、ウミガメ生態委託調査が50万円、街灯のつけかえ工事が117万6,000円、こうなっております。平成29年度の計画の予算では、総額269万、ウミガメ衛星追跡調査はそのうち69万円、生態調査が50万円、さらにウミガメのルールガイドブックの制作費として150万円という巨額の予算を計画しているということですが、その中身についてお伺いします。

お願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員の質問にお答えいたします。

第26回日本ウミガメ会議でございますけれども、先ほども申し上げましたように、ホテル一宮シーサイドオーツカにおいて、11月27日から29日の3日間で開催いたしました。

まず、会議の実施状況と結果でございますけれども、26日に町内の保育所、小中学校を対象に、ウミガメ研究者による出前講座を開催しまして、講座では子供たちからたくさんの質



間があり、関心の高さがうかがえました。町の将来や未来の環境保護を担う子供たちが、これをまた契機に町の自然環境に興味を持ってくれることを期待しております。

会議ですが、27日に実施しました洋上からの砂浜観察には参加者が16人、砂浜海岸生き物調査には参加者24人で、合計40人の参加でございました。また、開会式及び九十九里浜自然史博物館、秋山氏による講演では、県内者が97人、県外者が103人で、合計200人の参加でございました。28日のウミガメ調査報告や発表では、県内者69人、県外者が172人で、合計241人の参加でございました。29日の発表と閉会式では、県内者が41人、県外者が173人で、合計214人の参加でございました。

また、別の会場で町内小学生の絵画展、あるいは鴨川シーワールドによる移動水族館などの催しがありまして、これには570人の方にご来場いただきました。

会議と合わせますと、3日間で延べ1,265人の来場となり、会議開催中に開催された渚のファーマーズマーケットとクリーンアップウォーキング大会の参加者も多数ご来場いただき、大盛況のうちに閉会いたしましたことをご報告申し上げます。

次に、(2)の会議の目的に対しての費用対効果はどう見込まれるのかということですが、広報宣伝活動に対する費用対効果ということですが、町の事業として、のぼり旗、懸垂幕、ポスターの設置、チラシの配布、日本ウミガメ協議会への補助金で雑誌「ぐるっと千葉」への掲載、あるいはラジオタイアップの企画、インターネットのライブ中継を行いました。3日間で延べ1,265人もの方に参加いただけたことは、広報宣伝活動の成果が十分に発揮されたものと考えております。

また、NHKや千葉テレビのニュース番組でも取り上げられるとともに、27日から29日のインターネットライブ中継では3日間で2,180回の閲覧があり、さらに新聞では6社の新聞社に取り上げられ、合わせて609行の記事が掲載されました。これは、もし有料広告に換算しますと281万6,625円となり、大きな費用対効果であるとともに、一宮町のすばらしい自然環境を全国にPRできたことは、今後の移住促進と観光客増加に大きな効果をもたらすものと考えております。

また、保育所、小中学校への出前講座では、講座を受けた子供たちが非常に高い関心を示したと申し上げましたが、今生まれた子ガメが産卵するのは30年から40年後と言われております。その時代まで自然保護活動を続けるためには、次の世代への継承が非常に重要です。次世代を担う子供たちが今回の講座を通して自然保護の重要性を認識し、さらに次の世代に継承してくれるものと考えております。

9月議会でも申し上げましたけれども、2つの目的がございました。

1つは、ウミガメ保護の必要性について町民の理解を得て、町の宝である豊かな自然環境を守っていく。これが会議開催の第1の目的でございます。

そして第2は、我が一宮町が、ウミガメが上陸し産卵するようすばらしい自然環境の町であることを全国にPRする。そして、将来の移住促進や観光面につなげていく。これが第2の目的であります。

以上のことから、上記の2つの目的は、十分に達成されたものと考えております。

(3)番目、イベントに対する認知度や認識の状況についてでございますが、日本ウミガメ会議に関しましては、当初、町民になじみが薄いものであったと思っておりますが、先ほども申し上げましたように、各種の広報宣伝活動により多数の方にご来場いただいたことを考えますと、会議の趣旨や町の目指す方向性は、町民の大方の方にご理解いただいたものと考えております。

また、町への経済面の効果でございますが、会議参加者によるサービス業、商業部門への経済効果のみならず、移住促進や観光客増加など、中・長期的な視点で大きな経済効果を生み出すものと期待しております。

そして、生まれた子ガメが産卵する40年後の時代まで、自然保護活動を担う子供たちが今回の出前講座や会議を通して自然環境保護の重要性を感じていただけたことは、町の今後の自然環境保護にとってかけがえのない波及効果であり、私はこれが一番大きな費用対効果だと考えております。

そして、職員派遣の人的コストでございますが、日本ウミガメ会議における職員派遣は4日間で28人の職員が勤務しておりまして、これを時給に換算いたしますと120万60円となります。これにつきましては、週休日の振りかえで対応しております。

また、職務命令による職員派遣についてでございますが、外部団体の主催するイベントにつきましては、町の利益、波及効果などを見込めるものに対して協力しているものでございまして、職員派遣については、これらを十分に勘案した中で実施しております。

本年度以降のウミガメの関連事業でございますが、平成28年度にウミガメの産卵などの影響を軽減する海岸街路灯赤色化工事、平成28年度・29年度の2年間にわたりウミガメ衛星の追跡調査、そして北限域生態調査の委託、29年度には関連事業の成果品であるウミガメルールガイドブックを作成する予定です。

海岸街路灯赤色工事と申しますのは、ウミガメがふ化して海のほうに帰っていくわけです。

けれども、ウミガメは明るいほうに向かっていく習性があるということで、赤い色の場合には反応しないということでございますので、海岸についております街路灯の一部を赤い色に取りかえる工事でございます。これは既に屋久島では実施されております。

これらの事業は、千葉県環境財団の助成を受け実施するもので、町の負担額は、事業費の2分の1となりますが、これにつきましては、大塚 実氏から、次年度以降に必要な費用の一宮町が負担する相当額を私が海と緑の基金に追加で寄附いたしますので、これを充てていただきたいということで、新たに寄附をいただいておりますので、町としましては、それを活用して実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 藤乗議員のトライアスロンのご質問にお答えします。

ことし9月26日に実施された第2回九十九里トライアスロン大会の人的コストを算出しますと、支援に当たった役場職員114名、拘束時間は8時間、人件費は148万5,740円でしたが、職員については、週休日の振りかえで対応しました。

第2回九十九里トライアスロン大会は、参加者2,144人、去年は2,101人でしたので、43名ふえており、また観戦者も去年の1万人に対し、ことしは1万3,000人と3,000人増となっております。大会終了後の選手アンケートでは、来年も参加したいと答えた人は72%、どちらともいえないと答えた人は24%であり、ほかの大会に比べ、とても良好な数字でありました。

大会を主催する株式会社アスロニアは、数々のトライアスロン大会を経験した中で、選手を集めるための苦労が一番大変で、これまで選手が500人ほどしか集まらない大会も多くあった。第2回九十九里トライアスロン大会は募集してすぐ集まった。これは会場の一宮町が東京から1時間と近く、そして景観のよい大会ということが大分周知されてきていると話していました。

全国は今、健康志向でもあり、マラソンブームとなっておりますが、マラソンを行っている人は最終的にマラソンより厳しいトライアスロンに移行すると言われております。今、全国でトライアスロンの競技人口は急増しており、現在30万人を超えたと言われております。トライアスロンブームは始まっておりまして、株式会社アスロニアには、来年、宮崎県と福岡県からトライアスロン大会を開催してほしいという要望が来ているそうです。

九十九里トライアスロン大会は、まず選手に一宮町を知ってもらい参加してもらうこと。参加した選手にはほとんど家族や友達がついてきます。トライアスロンを通じて、多くの人

に一宮町に来てもらいたいと考えています。一宮町には、海開き、花火大会、上総国一宮まつり、農林商工祭など、数々のイベントがあり、職員全員体制、あるいは一部体制により、これまでイベントを実施してきました。全てのイベントは一宮町の名前を知ってもらう、そして一宮町に来てもらう、そして一宮町にお金を落としてもらう、その小さなことの積み重ねで実施効果が生まれ、それが一宮町を元気にする、活性化させるということにつながると考え、これまで実施してきました。町のイベントを実施するための職員の人的コストは、決して無駄ではないと考えています。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問はありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 今の答弁に対して再質問をさせていただきます。

4点ほどございます。

ウミガメ会議での参加者、これの詳細な調査内容について、今後の町の宣伝のために中・長期的な効果があるという方向に導くために、マーケティングの材料として、どのような調査を具体的にしたのか教えてください。その中に、町長のおっしゃる目的のために役立つデータはあるのでしょうか。インターネット中継とか、ラジオ、雑誌からのそうした反応、反響といったものについて、内容と、どのくらいの件数があったのかというところ、具体的なところがわかれば教えていただきたいと思います。

2点目、ウミガメ協議会に対しては、今回、ウミガメ会議史上最大の補助金額でした。これを通じて、町のほうも一部、町事業として進めたわけですが、この詳細な内容についての収支に関する報告書、それから事業内容ですね。今、1点目で申し上げました調査内容、そうしたものも含めた報告書を提出していただく必要があります。それについての町長のお考えを伺います。

3点目、人件費と経済効果について、今、最初の質問に対してお答えいただいたんですが、実際のところは、費用対効果が見込まれると期待しておりますとか、考えておりますというだけで、実質は何もないということなんでしょうか。町の事業者への具体的な経済効果、こうしたものが、ここまでの段階で一つもないということなんでしょうか。その点を明確に上げていただきたいと思います。これだけの税金を使っているわけですから。

また、この人的援助、先ほども申し上げましたように、補助金支出と全く同様です。同時に、休日出勤であるから代休をとりなさいということですが、明らかに通常業務が損なわれ

ております。町長もご存じだと思いますが、部署によって時間外でかなり長時間、通常の状態でもそういうふうに行われている担当課もたくさんございます。それに輪をかけてこのような状況になったのであれば、通常の業務が損なわれるのは当たり前です。

トリアスロンは、企業の営利事業です。これに対してそうした人的支援をして、補助金を出した上で、さらに通常の業務が損なわれると、二重のマイナスではないですか。これについて町長のお考えを、町民に対してどのように説明されるのか、お聞きしたいと思います。

4点目、今後計画されているウミガメ事業について、一応のご説明がありました。これは予算書に書かれていたものと、補正予算の中に書かれていたものと全く同様です。私が先ほど言ったものと全く同様のことを繰り返して言うていただいただけですので、具体的にこれについて、このウミガメ事業が一宮町がやらなければならない、推進すべき必然性がどこにあるのか、これは科学的な研究の分野にも踏み込んでいるわけですから、科学的な根拠を挙げて内容の詳細を説明していただきたいです。

町の負担は2分の1ですと言いますが、外部から環境財団という公金をいただいております。ということは、町だけでなく、外部に対しても、県内の方に対しても責任を負うということではないですか。町民に対しても、県民に対しても、きちんと説明できるものでなくてはならないと思います。なお、中身について、現在制作中ということであれば、予算が具体的な内容として要望されて、これから詰めていくわけですから、少なくとも来月中にはある程度のものが固まると思います。もしこの場でご説明いただけないようでしたら、書面で後ほどいただきたいと思います。

4点ですが、少し補足させていただきます。今申し上げたように、効果を期待していますというだけでは、とても常識的には納得できないと思います。しかも新聞には、280万円余りの広告宣伝費に相当しますということであれば、相当しますというのはいいんですけれども、これは効果があって初めて宣伝した意味が生まれてくるわけです。ですから、280万円相当の掲載内容、その反応はどうだったのかということをお願いいただかなければ全く意味がないんですね。また、ラジオ、雑誌などに取り上げられるように予算を組んだということですが、そちらに対してもそれなりの反応があったのではないかと想像します。私はベイFMを時々聞きますが、それに出会いませんでした。

また、この調査ということですが、実際に参加の方がどういう年代で、具体的にどういう地域からいらっしゃって、どんな点に関心があって、一宮をどう感じたのか、そういう調査は当然されたと思います。コンビニなんかでも、お客様が何を買って、幾つぐらい

の年代の方で、男なのか女なのか、何曜日の何時ごろに買ったのか、そういったことがデータとして残されるわけですね。この事業を通じて、ほかの事業も当然ですけども、そうしたデータを残さなければ、期待していますというだけで、何に対して、誰に対して発信したらいいのかということがわかりません。そうしたものがもしないのであれば、広告宣伝費も全くの無駄遣いということになると思います。

また、これだけの金額を使うということで、十分に町民にも、商店その他にも還元されないというのであれば、町民に対する背信というふうにもなるのではないかと思います。

職員の人件費にしてもしかりです。これは税金から出されているわけですね。無駄な事業ということになれば、職務命令によって職員を無駄に派遣していると。職員の皆さんはやる気をなくしますよ。休日出勤で代休をとればいいでしょうという話ではないと思います。

玉川町長は現役時代に、私はお聞きしたことがございますが、私は5時にはいつも上がっていましたよというふうにおっしゃっておいりました。組合活動に専念していたというふうにもお伺いしておりますが、全く正反対の状況になっているんじゃないかと、大変私は心配しております。

先ほど行政報告の中にございました地方創生の計画は、ロボットプログラムでしたね。ウミガメじゃありませんでしたよね。ロボットプログラムの事業の場合には、これは、国の予算をいただきまして、そこに使われる機材、資材、こういったものが後に残ります。小中学校で使われるわけですね。後に生かされます。でも、ウミガメの場合には、そういったものはございません。ですから、きちんと科学的に根拠があるということをお上げていただかなければ、意味がないんです。

赤色街灯にしますという根拠は何でしょうか。追跡調査を一宮がするということが、具体的にどういう意味が生まれてくるんでしょうか。町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 藤乗議員に申し上げます。

同じような質問の繰り返しになりますので、簡潔にお願いいたします。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、ただいまの再質問についてお答えいたします。

会議の成果としてのマーケティングの資料ということでございますけれども、絵画展やウミガメふれあい体験などの一般来場者、先ほど申しました570名につきましては、これは会議参加者と別なものでございますので、別途集計した数字でございます。なお、会議参加者の県内外などの人数や場所等は把握しておりますが、その方が、ただの会議参加者なのか、

ウミガメ研究者なのかについては、現場での調査等を行っておりませんので、把握できておりません。

また、インターネットライブ中継等がございますけれども、参加できなかった方に対する中継等を行っておりますので、会場外にもモニターを設置するなど対応をしておりますが、これは、一宮の砂浜がウミガメにとってすばらしい自然環境であるということのPRすることも一つの目的としてございます。このインターネットライブ中継は、日本のみならず世界中に配信されてございますので、2,180回の閲覧があったということは、効果が十分発揮されたのではないかとこのように考えております。

また、雑誌「ぐるっと千葉」、ラジオ放送の反響効果についてでございますけれども、どのような調査方法があるのか検討してまいりたいとは思いますが、実際、現場では、「ぐるっと千葉」の内容がちょっと違っていたよとかいうご意見も数件いただいておりますので、それなりの効果があったと思いますが、不特定多数に対する媒体の反響についての全ての状況の把握というのは、なかなか難しいものではないかとこのように考えております。

また、2つ目の詳細な報告についてでございますけれども、これについては、今後、必要な書類は提出されるものと考えております。

3点目の人件費の経済効果でございますけれども、会議自体による個々の事業者、オーツカとかですね、その辺の調査は可能とは思いますが、町全体の事業者に対する調査は難しいことから、そういった面についての経済効果については、把握は難しいと考えております。しかしながら、私ども現場でも、オーツカに宿泊するお客様から、一宮はこんないいところだったんだね、また泊まりに来たいねとか、今度は産卵を見られる時期に来たいねとかいうお話を現場でも受けております。

また、会議に参加した学生たちは、帰りがやに、非常にありがとうございましたと、皆さん多くの方々が御礼を申し上げていました。この方々の何人かでも、研究のために一宮に移住して下さるのであれば、この効果は十分発揮できたのではないかとこのように考えております。

また、イベントの効果、町の利益については、先ほど町長がお答えしたとおり、職員の派遣については、十分こういうものを考慮した中での派遣というふうに考えております。

最後、今後行われる計画でございますけれども、まず科学的根拠というお話でございますが、WWF、これは世界自然保護基金です。この研究レポートによりますと、現在、地球上に生息しているウミガメは全種、国際自然保護連合のレッドリストにその名前が掲載されて

おります。太平洋ではオサガメ、地中海ではアオウミガメの数が激減しており、今後も個体数の減少は続くと予想されております。レポート内容は中略しますが、近年は、ウミガメの謎を解明するべく、遺伝子解析や人工衛星を用いた遠隔探査など、強力で新しい手段が開発されているが、それでもまだ多くの謎が残されており、今後やるべき課題が山積していると記載されており、私ども一宮町で行うウミガメの衛星調査については、保護活動にとって重要な事業となっているというふうに考えております。

また、来年度以降の事業でございますけれども、先ほど町長の答弁がありましたとおり、28年度に海岸街路灯の赤色化工事、これは先ほど町長の説明がありましたが、赤色などの特定の波長以上の光はウミガメが見えにくいという研究結果が出ております。これは、カメのみならず、天体観測等の全てのこういう状況の浜について実施されているのは既にご承知のこととは思いますが、その部分についての街路灯15基を今後、赤色灯に変更する予定でございます。

28から29年度については、衛星追跡調査、これは先ほどご説明したとおりで、一宮町は北限域の生態調査でございますので、この辺の委託を5月から翌年3月にかけて、ウミガメ1匹に、背中、甲羅の部分ですね、ここに発信機をつけて、その浮遊経路、どこまで行っているのか、どこで産卵しているのかななどを観測し、そのデータは全て専門機関に委託して、解析して取りまとめるものでございます。実際の観測データ、ライブデータがもしできれば、現在、庁舎の玄関に写真等を展示しておりますが、来年度以降は町のホームページで、リアルタイムで浮遊状況が確認できるような体制もとっていく考えでございます。

また、29年度のウミガメルールガイドブックは、ウミガメの観察方法や産卵場所を見つけたときの対処方法などを記載したもので、この成果品を小中学校などに配布する考えでございます。

なお、各事業の事業費、中身については、今後の新年度予算となりますので、できれば3月議会のご審議という形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 答弁される方にも、回答はわかりやすく簡潔に述べられますようお願いいたします。

あとは回答はよろしいですか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 町長からはお答えがないようですので、今の塩田課長のお答えが町長



の回答と解釈してよろしいのでしょうか。

○町長（玉川孫一郎君） はい。

○7番（藤乗一由君） ちょっと補足させていただきます。私の感じた問題点という部分で。

報告では、参加者の人数とか、新聞記事に取り上げられたとか、いろいろな面ばかりを強調しておりますが、具体的にはどうだったかというのが、経済的な面もそうですけれども、一切ありません。今後の事業につきましても、一宮がやるという必然性はどうかということには一切お答えはいただいているんです。

ウミガメ会議でのホールでの展示について、近所の方からお伺いしたところ、子供さんを連れて行って見たんだけど、何だかよくわからないとあって、もうすぐに子供も諦めてしまいましたと。何らかのサポートが何でないんでしょうかというようなご意見もございました。

さらに、一つ大きな問題点として、町がウミガメ誌の印刷代として、冊子の印刷代108万円を支出しております。それにもかかわらず、この冊子は2,000円で販売されておりました。参加費を5,000円払った方には無償で配付しているということですが、これまでの会議の中では、そういう補助金はありませんでした、私の知っている中では。それで同じ金額で販売して、参加費は同じ金額を取っております。

私は、受付へ行きまして、ただで配っていただかなければおかしいじゃないですかと申し上げました。幸い、会長と話す機会がございました。松沢会長ですけれども、そうしましたらば、じゃ、ただで配ったらば大勢来たときにどうするんですか、一宮が増刷してくれるんですかというようなお返事をいただいたんです。しかも、かかっているのは印刷代だけじゃないですということでしたから、2,000円ではないにしても、減額しなければおかしいじゃないですかと。これがおかしいということであれば、買った方にお返しいただきたいと。例えば500円ということで1,500円はお返しいただきたい。もしその方が特定できないのであれば、印刷費にかかわる補助金は辞退していただかなければ話がおかしいじゃないですかということを申し上げたんですね。回答いただけませんでしたけれども、補助金をいただいて、これをさらに販売する。二重に収入とするというのはおかしいですね。ですから、先ほど申し上げたように、詳細な収支報告書、内容が何に対する収入、何に対する支出、具体的に細かくわかるような詳細な収支報告書を提出いただく必要がございますというふうに申し上げたんです。

しかも、この雑誌の編集に係る人件費、これは9月の議会でも申し上げましたが、環境省

の事業の一部になっている可能性が非常に濃い。つまり、ウミガメ会議のウミガメ誌を編集する部分、この人件費に関しては、ウミガメ会議での収入と、環境省での事業の収入と二重にかぶっている可能性があります。そうしますと、現段階では、一宮の補助金、ウミガメ誌を販売した金額、環境省での事業の収入、三重に重なっている可能性も捨てられないわけです。そうした点も含めて、きちんと内容がわからなければおかしいというふうに思います。

会場のことについても松沢会長にお伺いしました。会長は、私たちはこれまでだって公民館や小学校の体育館だって、どういうところでもやってきましたというお答えでした。そんなことは私は初耳でした。担当者、担当課、あるいはウミガメ協議会からは一切そういったことは聞いたことはございません。そうした情報を隠蔽したような形で、会場はオーツカのような場所でなければ絶対だめなんだというようなことは、少々情報操作に過ぎるんじゃないかというふうに思います。

○議長（島崎保幸君） 藤乗議員、発言の途中ですが、会議規則54条で2回を超えてはならないという規則になっております。要望ならば結構ですが。

○7番（藤乗一由君） これは問題点の指摘ですので。

○議長（島崎保幸君） 指摘ならば結構ですけれども、終わりましたら次に進んでください。

○傍聴者（「端的にやれよ」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 傍聴者はお静かに願います。

私に議事整理権がございますので、傍聴人は、これ以上、議事の妨害となるような行為をしますと退場ということになりますので、よろしく願います。

○7番（藤乗一由君） 町長のおっしゃるように、次世代へ生かしたいということであれば、この松沢会長のおっしゃる言葉を採用させていただきますと、むしろ小学校や中学校の体育館で行ったほうが、もっともっと効果のあるものなんじゃないかと私は思うんです。どうしてそういう選択肢がなかったんでしょうか。

また、もう一点、インターネット中継費用の70万円、これは異常です。私もインターネット中継を何回か見ました。ですが、ユーストリームというのを使っているんですけども、広告も入っておりました。ユーストリームはただで利用できるんですね、無料なんです。パソコンのことが多少詳しい方ならば、多少できる方ならば誰でも利用できる、ただで利用できるというものです。

しかも、私が見た限りでは、発表の内容が非常に聞き取りづらい。プロジェクターで投影されている上部が切れていて、何が映っているのかよくわからない。しかも何のテロップも

ないので、誰が何を発表しているのかさっぱりわからない。ずっと継続して見ている方は多少わかると思いますが、こうした中身に70万円というのは異常過ぎると思いますね。こうした問題点がございます。こういった点も十分考慮して、対応していただきたいと思います。

では、2点目の質問をさせていただきます。

2番目、小中学校の児童生徒の生活環境の整備充実をより一層進めていただきたいというふうに考えております。これについてお伺いします。

以前、ウミガメ会議予算が多過ぎるのではないかというふうに町長にお伺いしました。すると、この会議では、学生などの支援メンバー、これに対する補助の部分が当初、予算の中にありましたから、財政的に豊かでない学生さんたちも多数この会議に協力しているので、町としても会議を支援してあげるべきであるというようなお答えをいただいたんですね。ご説明いただきました。

これを伺いまして、私は、順番が違うのではないかと思いました。一宮を支えていくはずの子供たちや学生たちを先にするべきではありませんか。また、本年9月17日にはウミガメ会議は、一宮に豊かな自然環境があることを発信するんだというふうにおっしゃってまいりますが、一宮に縁もゆかりもない県外の学生さんたちにそれだけ応援するということであるならば、むしろ町内の子供たちへの環境整備、学習環境、学校を取り巻く生活環境、これをまず充実させていただく、一層充実させていただく、そうしたところにこそ、町のことを宣伝して移住定住を促進させると、こういう受け入れ体制ができてくるはずですよ。

そこで、今後、一宮を豊かな自然環境として感じて、移住を考える方々のためにも、今現在とこれからの在校生のためにも、小中学校での健康で安全な、そして心のケアも含めた生活環境の充実に取り組んでいただきたいと考えます。

その点につきまして教育長、町長お考えを伺いたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 小中学校での生活環境の充実の取り組みについてということでお答えをさせていただきます。

これまでも、小中学校において児童生徒が健康で安全安心な学校生活を送れるように、町当局から大変な財政上の措置をいただきまして、これをもとに学校と教育委員会とが連携して生活環境の充実に取り組んでまいったところでございます。

ちなみに、本年度の主な取り組みとしましては、東浪見小学校のグラウンドの整備工事、一宮中学校では駐輪場の改修工事、そのほか、全小中学校へ熱中症計を配備するなど、児童

生徒の保健安全環境にも配慮しておるところでございます。

これからも、町の特色ある豊かな自然環境、あるいは伝統文化等を活用しながら、町へ移住される児童生徒、そして現在の在校生、そしてこれからの子供たちへの快適な学びやとしての、さらなる学校生活環境の充実に向けて、着実に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 藤乗です。

少々具体的に、要望の向きもございますが、したいと思います。

1つ目、学校でのスクールカウンセラーについてですけれども、現在、町の小中学校では、相談室、スクールカウンセラー、こういったもので子供たちや保護者へのさまざまな問題の対応を行っております。なかなか学校に行けなかったり、その他の問題を抱えていたりという難しい状況がお持ちの方もいらっしゃると思いますが、こうした子供たちへの対応が非常に有効であるという報告がたくさんございます。一宮でも効果を上げているというふうにお聞きしますし、一宮自体、一宮中、一宮小学校は近隣の町村に比べまして、そうした面での環境整備が比較的恵まれているという状況です。

ただ、実際には、そうしたお子さん、保護者の方、問題を抱えている中では、それでも不十分だと、特に必要だというときにこそ、そうした対応がおくってしまうというようなケースもございます。新年度や新学期がスタートする時期などは、子供たちにとって非常に重要な節目となりますから、個々の状況をきちんと把握していただきまして、対応できるように、これは県への要望というだけではない対応も前向きに考えていただきたいと思っております。

また、昨年、食物アレルギーの対策として、調理現場の安全性の確保の対応をしていただいたんですけれども、子供たちの中には、この食物アレルギーだけではなく、さまざまなアレルギー問題も全国でございます。化学物質過敏症というようなことも騒がれておりますが、これに対する対応について、きちんと準備をされているというところもたくさんあるわけで、シックハウスというような問題もたくさんありますが、これには建材や塗料、ワックスとか以外にも、印刷物とか教材そのものによるアレルギーというようなこと、場合によっては、洗剤関係などによるものも4分の1ほどもあるというようなデータもございまして、多様です。今現在、そうしたものがあらわれているというふうにお聞きするわけではございません

が、今後、そうしたことにもきちんと対応するという準備をしていただくということは重要だと思えます。

中でも、具体的には、インフルエンザとかノロウイルスとかということが問題になっておりますので、手洗いは非常に重要だということですが、無添加の石けんとかということで、そうしたアレルギーを誘起するような原因にならないように対応していただくということは、必要ではないかというふうに考えております。

また、3つ目としまして、学校と地域の連携についてということですが、学校現場には、外部からさまざまに持ち込まれる問題もございます。これを学校現場だけで対応していると、実際の教育活動に支障を来すという状況が起きております。そうしたものに対応できるように、地域との連携をより一層密接にすることで、サポートしていけるというような仕組みづくりを一層進めていただきたいと考えておりますが、それについていかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、藤乗議員の再質問にお答えいたします。

1点目のスクールカウンセラーの配置についてということですが、スクールカウンセラーは臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を生かしまして、児童生徒の相談や、保護者、教職員等の助言・援助等を行いまして、いじめ、不登校、暴力行為などの早期発見、早期対応や緊急時の対応が期待されております。

町では、千葉県スクールカウンセラー等配置事業を活用いたしまして、スクールカウンセラーの派遣を実施しております。今年度、27年度の派遣状況につきましては、中学校は週2回、一宮小学校では隔週の木曜日にカウンセラーが各1名派遣されております。相談内容は主に不登校や対人関係についてでございますが、いじめや学業、進路などについても相談がございます。児童生徒ばかりでなく、保護者や教職員も相談に乗っていただいております。

なお、毎年、県下市町村教育委員会から県へ派遣日数をふやしていただくための予算措置につきまして、強く要望を行ってきているところでございます。

2点目のアレルギー等の対応についてでございますが、学校での食物アレルギーの対応につきましては、食物アレルギーに関する調査表で食物アレルギー疾患を持つ児童生徒を把握いたしまして、対象保護者へ学校生活管理指導表の提出と個別面談を行いまして、内容を確認した上で、食物アレルギー個別取組プランを作成いたします。これを生徒指導委員会において検討、決定いたしまして、そしてこの取組プランを全ての教職員に周知徹底しているところでございます。

もちろん学校給食用の食材には十分配慮をして調達に当たっておりますし、状況に応じた対応の評価、見直しも行っているところでございます。

また、先ほどお話に出ましたシックハウス症候群や化学物質の過敏症の児童生徒は、現段階では確認されておりませんが、児童生徒が体調不良を訴えた際には、医療機関への受診を勧めまして、その結果、シックハウス症候群、あるいは化学物質過敏症を否定できない場合には、学校内にその原因があるか否か、学校医と連携いたしまして確認を行います。

また、今後、配慮が必要な児童生徒が出た場合、保護者や本人に配慮すべき事項等を確認いたしまして、学校医、学校薬剤師と連携し、改善、配慮に努めてまいります。

このように、アレルギーにつきましては、多種多様な原因や症状があることから、抑止対策といたしまして、例えば校内清掃の強化でありますとか、児童生徒が学校生活で使用する物品などの選定の配慮など、できるところから児童生徒の生活環境の改善を行ってまいります。

3点目の地域との連携でございます。

これは学校長が必要と認めたときに、地域の方々が子供たちの教育に携わっていただくことは、子供たちの規範意識やコミュニケーション能力を高めまして、豊かな人間性を育むとともに、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりにつながります。

現在、児童生徒の登下校を見守っていただいております登下校ボランティアとか、あとは本の読み聞かせ、あと地域のお年寄りを小学校へ招待いたしまして、こまやめんこ、あやとりなどの昔からの遊びを教えてもらうなど、世代間の交流活動が積極的に行われております。

地域の教育力向上、きずなづくりに向けまして、一人でも多くの方に学校支援ボランティア等に登録していただきまして、地域による学校支援活動に参加していただけるようお願いしております。

そして、各学校へは、開かれた学校づくりと地域の眠っている人材を学校教育でも生かしていくようお願いしてまいります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君、簡潔にお願いします。

○7番（藤乗一由君） はい。

今、お答えいただきましたので、スクールカウンセラーを必要とされるお子さんたちの状況に対応して、また、食材ですとか、あるいはその他の対応ですね、できるところから、無添加の石けんを利用していただくとかということも含めて、できるところから一つずつ対応

していただきたいと思います。

3点目の質問に移ります。

保育所整備計画に関してお伺いします。

(1) 予算がないというようなこと、時間がない、お金がない、だからこそ民営化しかないんだとして拙速に進められている保育所計画ですけれども、住民から指摘された各種問題点、これには後づけで検討、対応しているという状況です。中でも、一宮保育所を移転した際に想定される利用状況、これについては、取り付け道路や通園にかかわる問題点、園の運営面、その他安全面や利便性にかかわる課題が考えられますが、今後どのように対応し、進める考えかお伺いします。

(2) 以前に確認した中では、原保育所の周辺地域を対象とした住民、利用者への説明会は実施する意思はないという回答でございました。今後、計画を進める中で、そうした利用者のことも含めて問題点が発生した場合の対応、責任、これについて町長はどのようにお考えでしょうか。

これについてお伺いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 質問にお答えいたします。

今回の民営化は、一宮町総合計画にうたっております、将来町を担うべき人を育てるという理念に基づきまして、子育てと教育の場を整備するものでございます。

平成23年3月に東北地方太平洋沖地震が発生いたしまして、一宮川を津波が遡上いたしました。それを契機に、保護者から新築移転の強い要望がありまして、できるだけ早くそれに応えるために、平成25年4月から子ども・子育て支援対策事業検討委員会を設置して、検討を始めたところでございます。その後、議会、そして子ども・子育て会議、保護者、住民説明会というさまざまな意見を聞きながら、昨年8月に一宮町公立保育所整備基本計画を策定することができました。このように長い検討経過を経て進行してきておりますので、特に急ぎ過ぎるとは考えておりません。

また、8月29日に開催いたしました一宮保育所の移設用地の説明会におきましては、進入路部分の安全確保という要望をいただきました。こちらの対応状況をお話いたします。

まず、県道沿いの歩道の整備でございますが、現在、細田堰への進入路でとまっております歩道をこども園の入り口まで延長するよう、10月13日に厚生常任委員会委員長の鶴沢一男

議員と一緒に、千葉県の長生土木事務所長に要望書を提出いたしました。そうしたところ、平成28年度に用地の買収、測量設計を行い、平成29年度に整備工事を行うという県の回答をいただいております。

その他、町の事業として、こども園の入り口の東西各1カ所ずつに通行車へ減速を促す看板を設置したり、あるいは道路へ表示をしたり、あるいはこども園の進入路出口へのミラーの設置を平成28年度に整備を行う予定でございます。

なお、今月末には移管先法人が決まる予定であり、具体的な施設整備、運営内容も見えてくる中で、細かい問題がこれからもいろいろ出てくると予想されますが、その都度解決をしていきたいと考えております。現在は、その他基本的な問題はないとして計画を進めております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 私のほうからは2点目の、以前、藤乗議員から、8月に行った一宮保育所の移設用地説明会を再度同じ内容で原地区で開催しないかというご質問についてお答えいたします。

これについて、実施する意思はないと回答いたしました。町としては、8月にGSSセンターで行いました説明会は、参加者の居住地域を限定したものではございませんので、原地区にお住まいの方も参加意思があれば参加できたものであったためでございます。現在は、その他基本的な問題はないとして計画を進めております。

今月末には移管先法人が決まる予定でございます。具体的な施設整備、運営内容も見えてくる中で、細かい問題がこれからも出てくると思われませんが、その都度解決していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 今のお答えに対してですけれども、全国社会福祉協議会というところによる保育所設置基準というのがございます。この中では、通園時の安全の確保の部分で、保育所等の進入路に関しまして、出入りの自動車が対面ですれ違える、そして自転車による送迎もすれ違える、同時に、歩行者が安全に通行できるというような条件が提示されておまして、実際にこれを確保するには12メートル必要だということだそうです。



実際には、あそこの部分は最大で7メートルということですが、12メートルというのは非常に広いんですけども、ただ、あの状況を考えますと、例えばその先に行って魚屋さんとの近藤町長のお宅、その間の変則十字路ですが、丁字路のようになっている。これをこちらから伺いまして、左のほうから、睦沢のほうから出てきたとします。結構あそこの道は危ないんですね。

じゃ、実際にそれを今度の新設保育所の位置に置きかえてみたとします。あそこの道路は微妙に曲がっております。ですから、先ほど申し上げた立地よりも危険です。しかも、やや細いんですね。しかも、出入り口の進入路は細いということになりますと、これだけでも非常に危険だということが想像できます。

さらに、定員170ということで、立地の条件から言いますと、8割から9割の方が車で送迎されるということが想定されます。それをあわせて考えた中では、進入路と道路との関係は非常に危険だということは簡単に想像できるわけですね。また、行事等を行った場合には、車の駐車スペース、こういったこともきちんと考えなければいけないということになると思います。

原保育所の地区を抜きにしてということですが、来る気があれば来られたんだからというのは、少々乱暴に過ぎると思います。丁寧な説明会を行いまして、大勢の意見をいただくということが必要です。私が今申し上げた危険性と駐車スペースの問題、これにつきましても、何人かの方にご意見を伺った中で出てきたものです。私一人の考えじゃないんです。

そういうふうに情報を提供していただいてということをしていけば、簡単に問題点は出てくるはずなので、問題が出てきてから対処しますといっても、できてしまった道路はもう変えようがない。そういうことになってしまいます。

各種事業の計画がきちんと進行から完了に至るまで、さまざまな情報、データをきちんと集めて、報告して、やりとりをしてというようなことがきちんと行われていない、メリット、デメリットを含めてきちんと提示して、必要な時間をかけて、十分な説明をして、議論を進めると、時間はかかるかもしれませんが、将来的なことを考えれば非常に重要なことだと思います。こうした問題点と進め方につきまして、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員の進入路の拡幅についてなんですけど、一応それについて町のほうは、さきに説明しましたように、近隣の交通環境の整備も対応しております。また、歩道を含めた幅7メートルの施設進入路につきましては、お話のありまし

た10区の渡辺魚屋さんの交差点がありますが、ここは、連絡道路の交差点です。こども園の進入路は連絡道路の交差点ではございませんので、現在の幅員で対応は可能であると考えております。

なお、東浪見こども園の進入路のような形で、いわゆる減速帯、減速表示についても同様に今後施工して、事故防止には努めていきたいと考えております。

それと、藤乗議員のご指摘のありました駐車場のスペースについてなんですが、それについては、事務局のほうとしてもある程度考えておりますが、東浪見こども園の中では、あくまでも施設内の整備は事業者で行っていただくというのが原則でございます。ですが、確かに東浪見のこども園に比べれば、170人ということで定員も大分多く、確かにそれなりに、いわゆる近隣に駐車スペースがあるような地域ではございませんので、その点につきましては、これから12月21日、25日に事業者のヒアリングがありますし、また、事業者の選定後、事業者と町のほうも近隣の方に違法駐車で迷惑がかからないような形で協議を詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 町では、経営会議で各課の事業の進捗状況について報告を行いまし、各関係課との連携を図っております。交通安全対策については、町でできることはないか、意見を求め、県への要望の段取りとか、カーブミラーの設置について対応策を検討したものでございます。

また、先ほど藤乗議員がおっしゃいましたように、町が新たな事業を進める場合、メリット、デメリットを含めて、必要な情報を町民に提示して、必要な時間をかけて丁寧な議論、そして検討が必要だという藤乗議員のおっしゃることは全くそのとおりだと思います。これからも肝に銘じて事業を進めてまいります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 民間に投げてしまえばそれでお任せで構わないというような状況にされては、大変将来的に不安です。絶対そういうことのないようにしていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で藤乗一由君の一般質問を終わります。

開議後、1時間半を経過しましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時33分

---

再開 午前10時49分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

○議長（島崎保幸君） 次に、一般質問に入る前に、皆様に報告いたします。

7番、藤乗一由君から、一身上の都合により、しばらく席を離れる旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 先ほど藤乗議員の質問にお答えした中で、一部発言に誤りがありましたので訂正したいと思います。

一つは、平成24年3月に東北地方太平洋沖地震発生と申し上げましたけれども、これは平成23年の誤りでございます。それからもう一つは、10月13日に歩道の関係で県の土木事務所の方に要望いたしましたけれども、先ほど厚生常任委員会委員長の鶴沢一男議員と一緒に申し上げましたけれども、あわせて、経済常任委員会の委員長であります鶴沢清永議員も一緒に同行していただきました。

以上でございます。

---

◇ 鶴野澤 一 夫 君

○議長（島崎保幸君） 次に、9番、鶴野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鶴野澤一夫君。

○9番（鶴野澤一夫君） 鶴野澤です。私は、大きく2問質問いたしますが、1問ずつ区切って質問いたしますが、よろしいですか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○9番（鶴野澤一夫君） それでは1問目、町公共施設の管理委託について質問します。

一宮町GSSセンターの設置及び管理に関する条例の第5条に、町長は、GSSセンターの管理をこの条例その他法令の定めるところにより適正に行わなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、他の機関及び団体に委託することができるかとされています。

そこで、次について町長に伺います。

①現在、管理委託、業務も含めて行っている施設等があれば、それは全ての管理か業務のみかについて伺います。

②G S Sセンターの第5条、管理についてですが、町長が必要と認めるときは、他の機関及び団体に委託することができるということは、具体的にどういうことか伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、鵜野澤議員の質問、町公共施設の管理委託についてお答えいたします。

1点目のご質問ですが、G S Sセンターを含めました町施設については、全ての管理委託は実施しておりません。なお、教育委員会で管理しております中央公民館、海浜運動公園、G S Sセンターにつきましては、日常管理の一部をシルバー人材センターのほうに委託しております。

あと、2点目のご質問ですが、一宮町G S Sセンターは、昭和61年、当時の企画開発課によって、商工観光の振興事業、住民の健康づくり、スポーツ及び文化活動等の効用を図るという目的で建設されました。

条例第5条で規定されております、他の機関及び団体に委託することができるとの記載につきましては、一宮町G S Sセンターの管理運営を教育委員会に委託することを想定したものでして、その他の機関として位置づけております。団体というものが入っておるんですが、これは設置目的から、町のその他の関係団体を考慮したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 再質問はありますか。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

ただいまの答弁で私は理解をしますが、各施設の利用者がより利用しやすいこと、及び管理する側の者が、よりきめ細かく利用者に対して対応するよう要望して、この質問を終わりにします。

続いて、2問目に入ります。

2問目の質問は、18歳以上選挙権について伺います。

来年夏の参院選に実現する18歳以上の選挙権に関して、文部科学省と総務省が高校生向けの副教材を作り、教師用の指導資料では、選挙違反防止と学校の政治的中立性確保のための

制約が列記してあり、教員の先生方が戸惑いがあるとされています。

学校教育に偏った主義・主張が持ち込まれないようにすること、教育基本法は政治教育を尊重しつつ、学校は特定の政党を支持または反対するための政治教育をしてはならないと規定しています。公職選挙法は、教師が地位を利用し、選挙運動をすることも禁じています。来年夏からの選挙の実施ですと半年しかありません。今後、永久的に続く教育ですが、全国的な問題であるが、町としてどのように対処していくのか、町長並びに教育長に伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

峰島選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（峰島 清君） それでは、鶴野澤議員のご質問にお答えをいたします。この質問に対します答弁につきましては、公職選挙法の関係がございますので、一宮町選挙管理委員会の書記長の立場でお答えをいたします。

公職選挙法等の一部を改正する法律がことしの6月19日に公布され、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。これを踏まえ、総務省と文部科学省が連携し、活用のための指導資料と高校生向けの副教材を作成したものです。本副教材は、全国全ての高等学校等と学校を主管する教育委員会には配布されております。

千葉県選挙管理委員会でも満18歳以上の有権者に向けた取り組みとして、県内高校2カ所で行前授業を行い、同日に模擬投票を行っているほか、ホームページで周知をしております。

町の選挙管理委員会としましても、満18歳以上の選挙が実施される来年の参議院議員選挙の前にリーフレットを作成し、配布する予定で、新年度予算に要望しているところでございます。また、明るい選挙推進協議会などとの連携協力、広報、町ホームページ等にて周知、啓発に努め、県選挙管理委員会の啓発計画等に沿って実施してまいりたいと考えております。

今後は、選挙が身近なものとなる高校生に、選挙に関する知識・関心を持ってもらうよう、国政選挙、県選挙等で投票事務に高校生を含めて行うことも検討しております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 選挙権に関する教育についてお答えを申し上げます。

現在、選挙に関します教育といたしましては、これは小中学校の部分でございますが、小中学校の社会科の公民的分野において、民主政治や選挙制度について、授業中の学習が行われているところでございます。これまでも、小学校から発達段階に応じまして、社会の仕組み、社会参画の意義等について学ぶなど、政治、経済、社会に関する教育を行っているところ

ろです。より実社会との接点を重視して、学んだことをみずからの問題として考え、具体的に実践する力を育むことが重要であるというふうに考えているところでございます。

このほかに、中学校では、生徒会役員の選挙について、立候補から演説、投票では選挙管理委員会からお借りいたしました正規の投票箱を使用して、実際の選挙と同様の形式で生徒会役員の選挙を行っているところでございます。

また、教員の指導における政治的中立性を確保するためには、教育基本法、学校教育法、学習指導要領、これらの内容の遵守及び特定の見方や考え方に偏った指導や活動とならないように、これは各学校長とともに適正に管理してまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法の施行に当たりまして、今後、政治的教養の教育について、これから国の指導や、あるいは県の指導があるものと思いますので、その動向に注意してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴いまして、約240万人が新たに有権者として加わると言われております。

若者の声が政治に反映される一方で、政治とか選挙への関心をどう高めていくのかが大きな課題だと思います。そのためには、小さいときから自分たちの住む町について関心を持ってもらうことが必要だと考えまして、平成23年に、町制120周年記念事業としまして小学生議会と中学生議会を開催しました。以後毎年、小学生や中学生と語る会や子ども議会を開催してまいりました。また、町のお金の使い道を中学生にもわかりやすくまとめました「町では今年こんな仕事をします」を発行し、全世帯に配付してまいりました。

8年前に国政選挙で16歳に選挙権を引き下げましたオーストリアでは、10代の投票率が上昇し、さらにその若者たちは20代になっても積極的に政治参加を続けているという話を聞いております。今回の改正によりまして、若者の政治や社会への関心が高まり、主権者として積極的に参加するようになることを期待しております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問はありますか。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ただいまの答弁で、町教育長は、小中学校の義務教育における教育

基本法、また学校教育法、学習指導要領の趣旨の遵守及び特定の見方や考え方に偏った指導や活動とならないように適正に管理すると。なお、18歳以上の選挙権者については、改正公職選挙法による政治的教養の教育について、国の指導や動向に注視することですが、教育委員会は義務教育だけを対象とするのではないと私は考えます。社会教育があるように、町民全体のさまざまな教育を行うのが教育委員会だと私は思います。

また、公職選挙法による一宮町の選挙管理委員会書記長の立場で答弁されました、公職選挙法においては、私は生徒及び19歳以上の有権者の政治参加意識を高める活動を行うためには、自治体、選挙管理委員会、また各関係団体など、外部にも協力を求めることが大切だと思います。町内にも有権者がたくさんいます。公職選挙法及び公選法違反などの指導を来年の参議院議員選挙前ではなく、今から行うことを要望して、私の質問を終わりにします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で鶴野澤一夫君の一般質問を終わります。

---

◇ 袴 田 忍 君

○議長（島崎保幸君） 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

私の質問は1問でございますので、それに沿ってお話しさせていただきます。

前回、一般質問で、生活困窮者の町の対応についてお伺いいたしました。最終的な回答は、地域中核支援センター長生ひなたがあつて、状況を把握する中で、自立支援に向けた就労支援や、深刻な場合、生活保護受給に支援をしていく考えとお聞きしました。

生活困窮者が就労支援に欠けたり、何らかの身体的な障害があつた場合、就労支援よりも生活保護受給に視点を置いて支援すべきと私は考えております。そこで、生活保護受給に関することで3点ほど質問させていただきたいと思います。

1つ、現在の一宮町の生活保護受給対象者の数はどれくらいでしょうか。

2つ、生活保護費と障害者年金等、年金にはいろいろございますが、合わせて支給されている数はどれくらいあるでしょうか。

3点、生活保護受給者が申告をする、審査を受ける、支給を受ける場所、地域の関係機関はどこが一番身近なところかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（島崎保幸君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答えいたします。

現在の一宮町の生活保護受給者数でございますが、何人かというご質問にお答えいたします。生活保護受給者数は10月31日現在で、88世帯104人でございます。これは10年前の45世帯48人に比べまして、約2倍に受給者数が増加をしております。なお、生活保護費の財源は、町村分につきましては、国が4分の3、県が4分の1を負担し、市につきましては、国が4分の3、市が4分の1を負担しております。

2番目に、生活保護費と障害者年金と合わせて支給されている方は何人ぐらいなのかというご質問にお答えいたします。このご質問につきましては、一宮町の生活保護を担当しております、長生健康福祉センターの生活保護課に問い合わせ確認いたしました。

障害者年金と合わせて受給している方は3人でございます。その他、国民年金や厚生年金だけを受給している方、あるいは企業年金と老齢厚生年金、国民老齢年金と遺族年金を合わせて受給している方など、合計30人が生活保護費を受給しております。

3番目の、生活保護受給者が申告をする、審査を受ける、支給を受ける場所、地域の関係機関はどこが一番身近なところかというご質問にお答えいたします。

生活保護については、地域の一番身近な関係機関は町であると考えております。生活保護の相談及び申請書の受付につきましては、町の福祉健康課が担当しております。審査を受けることにつきましては、町がこの申請書を受け付け、長生健康福祉センターの生活保護課に申請書を送付いたします。生活保護課には、一宮町の東浪見地区を担当するケースワーカーと、東浪見地区以外の一宮町の地域を担当するケースワーカーがございまして、申請者の住所によって、地区の担当ケースワーカーともう一人の生活保護課のケースワーカー、そして一宮町の福祉健康課の福祉グループの職員、ですから合計3人になりますけれど、この3人の職員が申請者宅に訪問いたしまして、聞き取り調査を実施いたします。

支給を受けることができるかどうかの可否につきましては、申請書や聞き取り調査の結果と、そして生活保護法の規定に基づきまして、申請者や家族の預貯金等について関係機関に照会した結果から、生活保護費を支給すべきものと決定を受けたときに初めて受給することができます。

支給日は原則毎月1日ございまして、福祉健康課の窓口で支給しております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問はありますか。



袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問させていただきます。

町にも80世帯を超える、やはりこの10年で倍の受給者がおるといってお話をお伺いいたしました。そこで、3点ほどまた再質問させていただきます。

私は、生活保護受給をされる方で、やはり高齢の方もいらっしゃれば、少ない年金の中で生活をして、生活に困窮しているから受給したい、そういう方もいらっしゃるでしょうし、私は、一番深刻な問題は母子家庭ではないかと考えているんです。

シングルマザーで今、年間200万円以下のお金しか得られない、そういう中での子育てをするお母さん、そしてまたその子供さん。やはりそれは、私はある程度、それなりの支援をしてあげなければ、将来的にその子供がまた貧困家庭が貧困家庭を生んでしまう、そういうような過程に至ってしまうのではないかと私は思いまして、この深刻な問題を抱えている母子家庭を一つの題と取り上げますけれども、一人で子育てをしている方で、例えば給食費教材費の滞納、進学の断念など挙げられるわけですが、生活保護基準の生活扶助には、最低生活費のほかに、加算の制度があると思います。子育てに加算している受給の方法はいろいろあると思いますけれども、受給者がいる場合、こういったものがあって、どのくらいの額があるか教えていただきたいと思います。

2点目、聞き取り調査の内容を教えてください。

3点目なんですが、これやはり、一つよく問題にすることなんですが、不正受給者の問題です。高級車がある、受給審査基準以外のものがある、毎日遊技場通い、これらを把握した上で審査をするわけですが、今までに一宮町では不正受給者がリストに上がったことはありますか。その場合の罰則はありますか。

この3点をお願いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 再質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの袴田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の、生活保護の加算についての質問でございますが、まず、生活扶助には、妊婦加算、産婦加算、母子加算、児童養育加算、障害者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、介護保険料加算、介護施設入所者加算がございます。ご質問の子育て関係の加算としましては、母子加算及び児童養育加算がありまして、受給している方は現在4世帯いらっしゃいます。

例えば4歳の母親と10歳の子供の2人のアパート暮らしで、母親のパート収入が月5万円の場合、最低生活費として、生活扶助、住宅扶助、児童養育加算、母子加算、教育扶助、計月額16万9,770円となります。また、収入認定額として、パート収入、基礎控除、児童手当、児童扶養手当、計月額8万3,600円となり、最低生活費の16万9,770円から収入認定額8万3,600円を差し引きました8万6,170円が月額の生活保護支給額となります。実質の手取りとしましては、生活保護費8万6,170円とパートの収入5万円、児童手当1万円、児童扶養手当4万2,000円を合計しますと、月額18万8,170円となります。なお、生活保護者については、このほかに医療費は負担もなく、税金もかかりません。

2点目の聞き取り調査についてでございますが、申請者のご自宅に、生活保護課のケースワーカー2名と、福祉健康課の職員で訪問いたします。

聞き取りの内容でございますが、申請書の記載内容は断片的に記載されていることが多く、ご本人から申請書の内容に補足する内容、働けない理由、仕送り状況、生活状況、公共料金、病気、家族関係を伺い、その他として生活保護が決定した場合、自動車が持てないことなどの説明をしまして、最後に生活保護を受ける意思を確認いたします。

3点目の不正受給についてでございますが、生活保護を受けている間にアルバイト等の収入があったり、家族構成が変わった場合など、保護費として支払う場合がありますので、収入があった場合は支払い明細を提出していただく必要がございます。時々、提出するのを忘れてしまう人もおまして、その場合は、再度計算をして、支給し過ぎた分を分割で返納していただいております。

次に、悪質な場合でございますが、現在、一宮町にそのような該当者はおりません。長生健康福祉センターの生活保護課に悪質な場合の対応について聞きましたところ、生活保護費の打ち切りはもちろんのこと、支給した保護費に課徴金をかけて返還請求をすることができることや、生活保護法第85条には、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するという規定もあるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 質問ではございません。

実は私、きのうの新聞なんですけれども、県の弁護士会が生活保護で無料相談、電話相談をきのうから始めたんです。これはやはり、受給すべき人が周囲の目を気にして申請できず

に借金を抱えたり、犯罪に手を染めてしまうケースが非常に目立つということで、きのう弁護士会が生活保護の無料相談を始めたんです。

やはり生活保護を受ける、受けるにしてもその辺の制度がわからないという地元住民の方もいらっしゃるのではないかと。私はそういう中で、この生活困窮者を救うための一つの福祉サービスのものの中では、生活保護というのは本当になくてはならないものではないかと思えますので、やはりこれは町の一つの、これはお金を払い過ぎてしまいますと町も非常に圧迫してしまいますけれども、やはり私は福祉サービスの中では、まして町で安心して生活ができるためにも、この制度をきちんと住民の方に知っていただいて、それなりのサービスを受けていただくということを目指す、そういった福祉のまちづくりが必要ではないかなと思って質問させていただきました。きょうはありがとうございました。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

---

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 介護保険に関する質問を2点させていただきますが、根っこは同じなんですけれども、ちょっと別々の質問ですので一問一答をお願いします。

○議長（島崎保幸君） はい。

○3番（渡邊美枝子君） まず、改定介護保険のサービス単価についてですが、国は介護離職ゼロを掲げていますが、財務省の財政制度等審議会では、介護保険の利用者の自己負担を原則2割にすることを提案しています。また、要介護2以下の高齢者に対する給付を大幅に縮小することも要求しています。2016年末までのなるべく早い時期に結論を出すということですが、それで要支援者の1と2だけでなく、要介護1と2の高齢者へのサービスも市町村の地域支援事業、つまり新しい総合事業に組み込むことを勧めているわけです。財務省はさらなる介護報酬の引き下げにも言及しています。これは3年後に実施するそうです。

ここで思い出してみてください。介護の社会化、つまり介護を家庭の問題と考えずに社会の問題として考えて社会的な解決を図るというのが、介護保険創設の際にうたわれた基本理念ではなかったのでしょうか。ところが、介護保険料は高くなる一方です。それでサービスはますます受けづらくなりました。これがさらに要介護3以上でないとは受けられないというこ

とになりますと、これは本当に危機感を感じざるを得ません。

そこで、新総合事業に移行した際のサービス単価について伺いたいのです。厚生労働省のガイドラインによりますと、国が定める額を上限として、市町村がサービス単価を定められています。既に2015年、ことしの4月、報酬改定で20%以上もの引き下げとなり、総合事業に移行していない地域でも、事業者の中にはもう要支援1と2の高齢者の受け入れを控える動きが出ました。小規模の介護施設は閉鎖になったところもあるとのこと。これについては9月議会でも触れました。再質問で触れたんですけども、今回の質問は、この新しい総合事業に移行しても、要支援のサービス単価は現行の予防給付の介護報酬単価を保障できるかなんです。

これは参考までにちょっとつけ加えさせてもらいますと、茂原市では単価が10.14円で長生村では10円と聞いています。それで4月の介護報酬単価引き下げで、通所リハビリテーション要支援2では、これは例ですけども、月額4,870単位掛ける単価だったものが、今度は3,715単位となって、23.8%の引き下げとなりました。この上にさらに単価が引き下げられたのでは、要支援者は受け入れてもらえなくなるんじゃないかと思ったんです。

だからといって、ご近所のボランティアさんに依頼したのでは、初期の認知症の発症を見逃してしまう危険があると思うんです。認知症の初期の症状は物忘れだけではないんですね。例えばアルツハイマー型の認知症ですと鬱を伴うんです。それからレビー小体型認知症の場合は転びやすくなったり、見えないものが見えて、幻覚を見たりすると言われています。ピック病では、記憶力や理解力の低下は来さないけれど、感情のコントロールができなくなるんだそうです。認知症は早期発見で進行をおくらせることができるんです。いい薬ももう出ています。ですから早期発見は大切なことだと思います。

それで、住民による互助サービスでは、現行相当の事業所によるサービスを前提として、補助的な役割を果たす存在がボランティアさんというのがよいのではないのでしょうかと思うんです。

現行のサービスでは利用者の様子を記録したりして、詳細な記録が残るんですけども、ボランティアさんの場合はどうなのか、ちょっと今のところ何とも聞いていないのでわからないんです。仕事として、事業所の介護士さんたちは責任を持って、冷静な視線で見守って観察をすることが必要なんです。それで日常生活動作を低下させないためにはどうしたらいいかということを考えて、まず自分でできることはやっていただき、そばについてその動作を見守っていただくということも必要なんです。その人がその人らしく暮らしていけるよう

に援助するという事は、国が考えているほど単純なことではないと思うんです。

話をもとに戻しますけれども、これらを支える事業者さんのサービス単価はこれからどのようになるのか、そういうことについて伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの渡邊議員の介護サービスの単価についてご説明いたします。

介護保険制度改正に伴いまして、今までの地域支援事業の中に、介護予防・日常生活総合支援事業、すなわち総合事業が加わります。この移行時期について郡内で協議しまして、平成28年3月に7市町村同時に移行することとなります。

なお、9月議会の一般質問でも答弁したとおり、今まで介護予防給付費でありました要支援1、2の方が利用するホームヘルプサービスとデイサービスだけが総合事業へ移行となります。なお、国が推奨している住民主体によるホームヘルプサービスとデイサービス等を実施できる事業所は町内にはないため、懸念されているようなサービスの低下はなく、現在の事業所へ委託し、現行と同様のサービスを、先ほど渡邊議員が茂原市10.14円、長生村が10円ということでお話がありましたが、一宮町は現在の1点、10円で予防給付と同じ単価で受けられます。

しかしながら、年々高齢者が増加する中で、今までと同様にサービスを提供していくと、給付費は増大の一途をたどり、財政状況を圧迫し、皆さんの介護保険料を値上げさせざるを得ない状況になってしまいます。そうならないように、そして介護している家族だけの問題ではなく社会の問題として解決していくためにも、住みなれた地域でいつまでも暮らせるように、今後、町で新制度として医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に受けられるよう、地域包括ケアシステムの構築が必要であると考えます。特にホームヘルプサービスのような居宅での炊事、洗濯、掃除サービスなどのほか、例えば電球の取りかえやごみ出しなどの軽微な内容については、近所の人やNPO、社会福祉協議会などの活用も検討し、現在、介護施設で実施していますボランティアポイント制度もホームヘルプサービスに対応しているよう、充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊でございます。

介護保険料を納めるためには、こうやって地域支援事業に移すことも、それもある意味では必要かと思いますが、それよりもまず、介護保険料を納めるためには国からの公費負担をふやしてもらうことがどうしても大切だと思うんです。国はお金がないとか言いますけれども、お金の使い方をちょっと間違えていると思います。これは素人から見てもわかることですので、マイナンバーとか、防衛費とか、かなりお金かけていますけれども、もっと人の命にお金を使ってほしいと思うんです。

それで、ボランティアさんが単純な作業を見るとおっしゃいますけれども、ボランティアさんの場合、初期の認知症の症状を、ただ寂しいからだとか、お気の毒だとか思って柔らかく当たってそっとしておいてあげようという優しい気持ちでそのまま見過ごしてしまいますと、病気がその方を侵しているということを見過ごされてしまう危険もあるんです。

さっきも申し上げましたように、認知症というのは初期だったら薬で抑えることもできます。それで、その人らしく、その町で今までどおり暮らしていくこともできますので、この地域支援事業だけではなく、やはり専門家の見守りも大切なことだと思いますので、今後やはりこういった事業所への介護保険料の公費負担を国に求め、単価も引き下げずにやっていただけますよう、よろしく願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

次も根っこは同じと申し上げました。介護人材不足を町としてどう考えるかということなんですけれども、介護サービスを受けるための施設が今成り立たないということが問題になっています。原因は、介護報酬の引き下げと、それに関連して介護人材の不足なんです。介護人材の問題も介護報酬引き下げと根っこが同じなんです。

ここでちょっと介護報酬について説明させていただきます。

介護報酬は、介護保険から毎月事業者を支払われます。例えば要介護3の人が小規模型の通所介護を7時間以上9時間未満利用した場合、1,006単位、1単位10円、これが基本報酬と考えますと、これプラス加算ですね、認知症とかそういう加算がありますけれども、それで個々のサービスの公定価格を示すわけですが、これが。この報酬の中からスタッフへの給与など、経費が支払われるわけです。3年後にはこれのさらなる引き下げを財務省は言っているわけなんですけれども。

話をもとに戻しますと、厚生労働省は、2025年には介護人材が37万7,000人不足すると推計して、人材育成を図るとしています。また、資格を持っているのに介護や福祉の仕事をし

ていない人や、離職してしまった人に対して、再就職支援研修を設けるなどの取り組みをしています。これらの補助制度を生かした人材育成の取り組みはこれから必要になるかと思われますが、いかがお考えでしょうか。

ちなみに、館山市では、介護職員の初任者研修費用を最大5万円助成するとしています。対象は、平成27年4月以降、初任者研修を終了した者。市内の施設で働くことが条件で、研修終了後6カ月以内に申請すれば、費用の半分、上限5万円まで支給するというものです。

では、お答えください。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 町では、先ほど申し上げましたけれども、地域包括ケアシステムのさらなる構築をする必要があると考えております。

そのために、地域の介護事業所を初め、社会福祉協議会、医師会、NPO等との連携をどうやって図っていくのかということを考えまして、昨年9月から私、町内の介護事業者の懇談会を開催したり、また町内各事業所を回りまして、職員と一緒に現場の実情を伺ってございます。

ことしも12月に介護事業者の懇談会を開催したわけですが先ほど先ほど渡邊議員もおっしゃったように、4月の報酬の引き下げが非常に小規模の事業者を直撃しておりまして、口々に大変難しいと、このままでは将来的に成り立たないということで、大変苦しい状況を訴えられました。

実は、きのうもちょうど、私、出がけにNHKのニュースを見ておりましたけれども、神戸のほうの特別養護老人ホームが取り上げられておりましたけれども、そこでは、どこの地域でも同じですけれども、特別養護老人ホームに入るための入居希望者が待機しているわけです。たくさんの方が待機しているわけですが、一方では、その特別養護老人ホームには設立されたときからずっと10部屋以上の空き室があると。なぜ空き室があるかといいますと、さっき言った、人材を確保できないという状況でございます。先ほど渡邊議員おっしゃったように、基本的な原因は、他産業と比較して余りにも介護職員の給与が低いというのが原因でございます。

実は、この小規模事業者との懇談会の中でも出ましたけれども、一宮町には非常に小規模な介護事業者がたくさんいらっしゃるわけです。その方の実情を伺っていると、今何とかやっているのは、65歳以上の女性の方のパートとか、そういう臨時職員の方の支えでもって

何とかやっている。要するに老老介護だというふうにおっしゃってありました。また、ある方は、今度平成29年度に一宮町で開設予定になっております特別養護老人ホームですけれども、場合によっては、職員の確保もいろいろ懸念しなくちゃいけないんじゃないかというような懸念も私は聞いております。

そういうことで、基本的には、この処遇改善のためには、国・県に対してこれからも、先ほど渡邊議員がおっしゃいましたけれども、国費をもっと入れていただくような形の、そういった要望もしてまいりたいと思います。

ただ、とりあえず当面は、先ほどおっしゃいましたけれども、千葉県に地域医療総合確保基金というのがございまして、この基金を活用して、先ほど渡邊議員がおっしゃったような、介護職員の初任者研修費用の5万円助成とか、そういったメニューがございまして。また、昔働いていたけれどちょっと離れた方のいわゆる再就職のための研修費を助成するメニューもございまして、そういったメニューを精査いたしまして、一宮町の実情に合うような、そういった支援事業を行っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） どうもありがとうございました。

町だけでは大変でしたら、長生郡市でやってみたらどうかという案もあるんですけども。それで、介護報酬は3年後にまた引き下げられるという情報があるんですけども、これは引き下げるのではなく、これから引き上げることを要求していかないと、もうこれは私たちの問題でもあるんです。ですから、これは放っておけない問題ですから、これはぜひお願いしたいと思います。

介護労働というのは誰でもができる仕事だと今まで言われて、結構さげすまれてきたんじゃないかと思うんです。だけど、これ、安い賃金で人の命にかかわる仕事をしているんです。場合によっては、何か事が起きれば、そこに携わったヘルパーの自己責任になってしまう可能性だってあるんです。ですから、国はもっと国の責任でこの介護労働者の賃金改正をしてほしいと私は思うんです。ぜひこれは国に対して要望をしてください。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 以上で渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

---

◇ 志 田 延 子 君



○議長（島崎保幸君） 次に、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。よろしく願いいたします。

私も2点ほど質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目、トライアスロンの成果と今後の課題について。

トライアスロンの第1回は千葉県からの補助もありましたが、初めての開催で苦勞もあったと推測いたします。そのときには、町の中には周知等が全くございませんでした。今回2回目はのぼり旗等ありましたが、トライアスロンという文字はなく、ベンツや時計会社のロゴのみで、何のためののぼり旗かこれではわからないという住民の方々の声もございました。しかし、それなりの成果はあったと思うので、この成果を尋ねると同時に、これからも継続していくための課題についてお伺いしたいと思います。

よろしく願いします。

○議長（島崎保幸君） 玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員の質問にお答えいたします。

ことは9月26日に、第2回のトライアスロン大会が行われました。

昨年の第1回の大会でございますけれども、これは海岸線での大会ということで、選手にとっては最高のロケーションということで、去年は参加者2,101人と、石垣島の2,000人を上回り、日本最大規模の大会となりました。

トライアスロンという大会は、参加者の参加費と企業の協賛金で運営しております。チラシとか、ポスターとか、横断幕、あるいは看板、スタッフの帽子、Tシャツ、弁当、バス、人件費、そしてお医者さん、看護師、会場費、警備員、それからアンクルバンドなど、大変かかる経費が多くて、また1年目はそろえる備品も多く、1年目からなかなか利益を得るのは難しいということで、去年は千葉県が1,000万円の補助金を出したわけでございます。そして、株式会社アスロニアと6市町村での実行委員会という形で第1回が開催されました。

ことは第2回ということで、千葉県からの補助金は一切ございません。そういう中で実施されましたが、ことは昨年をさらに上回る2,144人の参加者となりまして、2年続けて日本最大規模の大会となりました。選手からも大変好評で、アンケートを行ったところ、次もぜひ参加したいというのが72%という高い数字を示しております。実行委員会では、この大会を来年度以降も継続していきたいと考えております。

また、大会は、昨年、ことしと天候が不順で雨でございましたけれども、観客数は今年の

1年目が1万人、ことしは1万3,000人ということで、年々増加をしております。ことしのフィニッシュ会場は人で大変なにぎわいで、6市町村のブース店舗の中で一宮町のブース店舗は早々と売り切れしました。また、他の市町村のブースも結構売れていましたし、これは大きな成果と言えると思います。

来年の第3回のトライアスロン大会でございますけれども、これは潮の関係で9月24日と内定しております。

来年の課題といたしまして、懸垂幕や広報や防災無線、ホームページで周知する中で行っていきますけれども、特に応援がしやすいように、どこで観戦したらいいのかとか、どういう形でもってそこまで行けばいいのか、そういったものについて詳細に周知をしたいと思っております。

そして、志田議員が言うように、確かに私もことし、町なかにあった旗を見たんですけども、ベンツとか、スイスの時計会社だと思んですけども、私もちょっと読めないような横文字で書いてあって、一般の方にこれがトライアスロンの旗というのがちょっとわからなかったと思んですけども、そういうことで、来年はトライアスロンともっとわかりやすいのぼり旗も設置いたしまして、また、フィニッシュ会場でも地元店舗のお店の数もふやまして、町中が盛り上がるような努力をしていきたいと思っております。

また、ことしの秋から一宮川の津波対策ということで、護岸のかさ上げ工事が2年間行われます。そういう関係で、多少のルート変更は必要となってまいります。そういうことですけれども、12月から既に長生土木事務所と行程については協議を始めております。

来年は、これまで以上の成果を上げまして、また行く行くは、現在行われております内房のアクアマラソンと肩を並べるような外房の名物イベントに育てていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

あわせて、トライアスロン大会の開催に当たりましては、たくさんのボランティアの方々の支援を受けております。第1回大会には、体協の皆さんが380人応援していただきました。そして、第2回大会は、九十九会、一宮商業高校の生徒さん、そして空手教室、宮原の防災会、帝京平成大学の学生さんなど457の方が支援していただきました。この場をかりて厚くお礼を申し上げます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。

いろいろさまざまなことをおっしゃって、ネガティブな発言をなさる方たちがいらっしゃいますけれども、私はこれは一宮町にとっては非常に大きな宣伝効果だったと思います。特にテレビで、今回、堀江隆文さんが参加したということで、大分テレビの中でやられたことによって、私もいろんな方から、「一宮ってすごいね、あんなトライアスロンやっているんだね」とか、また、スポンサーのベンツもやはり世界的なメーカーでございますので、「すごい、一宮、これから続けられるといいね」というような応援のメッセージをたくさんいただきました。

それと、確かに私たち自身も、住民も努力が足りないと思うんですけれども、町と一体になって、町なかにもそういういらした方たちを流れていただくようなことも考えなくてはいけないと思うんですけれども、ぜひこれは続けることによって、町長がおっしゃるように、内湾のアクアマラソンと肩を並べるようなイベントになるよう、頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

では、2点目のウミガメ会議についてです。

本当に開催まではさまざまな問題がございました。これは絶滅危惧種のアカウミガメが産卵に訪れる外房の環境のすばらしさを知っていただく好機であって、移住促進に資するという観点から開催したということはとても大きかったと思われるんです。

メディアにも取り上げられ、それぞれ本当に効果があったと思いますけれども、成果についても、先ほども述べられておりましたが、これは他町村の首長さんたちもおっしゃっていました、これは本当に外房が環境がいいということで、みんなで移住してもらえるようなところになったらいいと思います。町全体の雰囲気とか、この千葉県の外房がいかに住みやすいかということをやはりたくさんの方たちに知っていただいて、私の聞いたところではやはり移住したいという方が二、三いらしたそうです。大変だったと思いますけれども、課長のほうからでもぜひ、成果があったことをお話ししていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、ただいまの志田議員のウミガメ会議についてご回答申し上げます。

先ほども申しましたが、日本ウミガメ会議のメディア等の掲載でございますが、3日間の会議で県内外から延べ1,265人の参加をいただき、この様子はNHKや千葉テレビのニュー

スだけではなく、6社の新聞に取り上げられました。

特に、町在住の元東邦大学教授、秋山章男氏の特集や、一宮中の齋藤采音さん、飯田さくらさん、岡本優香さんの発表も別枠で掲載されました。これは大変すばらしいことだと考えております。これを機に、自然保護活動がさらに発展していくことを期待するとともに、町としてもこうした活動を支援していきたいと考えております。

さらに、インターネット中継等で非常に多くの閲覧があったことは、一宮町のみならず、外房地域一帯はアカウミガメにとってすばらしい自然環境だということを全国、または世界にPRできたことは、今後の移住促進と観光客増加に大きな効果をもたらすものと期待しております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。

本当に、子供たちも、私も孫が小学校2年生なんですけれども、絵を出したら何か賞をいただいたのと、それから冊子をいただいてきました。子供たちも本当に今、カメに対しては非常に興味を持っております。だからこれを継続して、もっともっと自然環境に目を向けていただいて、保護活動に発展していただけたらなと思っております。本当に私は皆さんにご苦労さまと申し上げて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 以上で志田延子君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時15分といたします。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後1時20分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

志田延子君。

○11番（志田延子君） 先ほど、私の一般質問における中で、個人を特定した不適切発言がございました。大変申しわけございませんでした。おわび申し上げますとともに、会議録からの削除をしていただけますようお願いいたしますと思うのですが、よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） ただいま、11番、志田延子議員から、おわびの発言とともに、会議録削除の申し出がありました。これを許可いたしますので、皆さんご了解ください。

---

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（島崎保幸君） 次に、14番、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

私からは、緊急の対策を要する浜欠けの問題、地方創生一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体化について、そして、住民の生活に直接影響を及ぼすTPP（環太平洋経済連携協定）の問題について、3点の質問をいたします。

第1点目、防災対策とも関係する浜欠けについて、対策を伺うものであります。

既にご承知のように、最近の悪天候、台風等の被害の影響で、東浪見海岸、一宮役場下の海岸等、浜欠けが進んでおります。これは10月に撮った写真ですけれども、これは東浪見海岸の下であります。防災堤のほうまで浸食が進もうとしております。

一宮町は、ヘッドランドと呼ばれる突堤を10基と養浜事業を一部あわせて取り組んだ浜欠け対策については、先進地であります。海岸法の改正以後、一宮の魅力ある海岸づくり会議もつくられて、平成22年6月に第1回会議が開催されました。県と町が合同で事務局を務め、一宮海岸の利害関係者、住民、産業界、環境保護団体、地元文化組織、これらの代表を委員にして、第三者的立場の専門家が委員長、副委員長を務めて構成され、住民との合意形成を図りながら海岸づくりを進めるという基礎を持っております。

そのような中で、今回の浜欠けは、県が東日本大震災の津波被害を受けて取り組んだ6.5メートルの防災堤、これをも浸食する勢いで今、進んできております。一刻も早い対策が求められるところであります。

私たち長生郡の海岸3町村の日本共産党議員団も、12月7日に国土交通省の担当官へ実情を訴え、行ってまいりました。国としても早急な対応をしてほしい、このような交渉を行ってきたところであります。災害復旧は県からの要請というふうになるので、県へはこの要請があったことを伝えます、このような回答をいただきました。いずれにしても、緊急対策と抜本対策について伺いたいと思います。

2点目については、地方創生一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体化について伺います。

先般の議員全体会議で、まちづくり推進課より提出されました地域再生計画案、これとセットで見ると、内容が具体的に見えてくるような気がいたしました。

9月に示された一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略案は、5つの大きな柱が立てられ、地方創生の考え方、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性、一宮町の総合計画等の関係、具体的な新たな目標、目指す方向性を施策として取り込み、これまでの少子高齢化対策の事業とこういったものをあわせて位置づける、このような内容であります。これらは、いわば町総合計画の補強版、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に特化させ、施策を検証しながら前に進める計画書、このように理解してよろしいのでしょうか。

私が質問通告で提出した、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の4番、施策の重要な業績評価、指標の(3)、雇用創出と事業創出の取り組みの中で、農業を生かした振興策、人口増対策のテーマが述べられております。これだけでは、どう目標に近づけるのか具体策が見えてきませんでした。施策を実施するからには、実効性があり、将来のまちづくりにつながらないと、プラスになっていかないと困るわけであります。そのように考えてまいりました。

議員全体会議で示された、地域再生法に基づく一宮町地域再生計画案では、現在の年間60万人といわれる多くのサーファーが一宮町の海に来ており、この流入人口を町活性化に生かそうという具体策が提示されております。町農業振興策と観光流入人口をマッチングさせることが、大変な工夫が必要であります。地域再生計画策定協議会委員の皆さんの努力には敬意を表したいと思います。

私も、農業振興策については日ごろから関心を持ち、後継者不足、就農者の高齢化問題等、心を痛めているところであります。新規就農者数を増加させるために新たな担い手の確保が必要であり、新規就農者支援策の実施、これは重要であると思っております。現在、新規就農者支援金制度は取り組まれておりますが、新規就農者が定着するには、周りの農業者のサポートも欠かせません。

ことしの10月6日に、埼玉県の羽生市に担い手育成塾、この取り組みをやられているとのことで視察をしてまいりました。農業大学校などを出た新規就農希望者を2年間、模擬経営という形で塾生として受け入れて、就農につなげるというものであります。平成24年度からの取り組みですが、運営は株式会社羽生の里、一宮町で例えますと、これから立ち上げようとするまちづくり会社のようなものであります。

ここでは、キャッセ羽生という農産直売所を、そしてまた加工所、市民公園のような広場、

研修・集会施設、こういったものと併設されており、そこに5,000平米、5反歩の研修農場が一角にある、このような内容でありました。

研修、支援内容としては、技術指導、これは元農業改良普及員を臨時職員として雇い上げ、2つ目には、生産から販売までの模擬経営、3つ目には、消費者との交流、ここではサツマイモ掘りや枝豆の収穫などを行っているということでありました。4つ目に、農地や住宅のあっせん。空き家バンクというのがあるそうですが、こういったところをあっせんする、あるいは農地のほうは農業委員会の関係であっせんをすると。そして5つ目には、資金や経営相談、これは県とかJA、そしてまた市が営農相談センター、こういったところで具体的な相談に応じていく。こういった5つの項目で取り組んでおり、市費を投入する上で、研修後、羽生市に就農する、こういった方向など3項目の要件がついておりましたが、こういった取り組みをしておりました。

また、埼玉県では、県もあわせた北埼玉明日の農業担い手育成塾、こういったことも北埼玉農業振興連絡協議会、JAほくさいが事務局でありますけれども、こういったところで行ってありまして、層の厚さを感じたわけであります。

キャッセ羽生では、6次産業化の体験もできるように施設がなっており、一宮町で進めようとする地域再生計画のまちづくり会社など、先進例として参考にできる内容が多くあったのではないかと感じております。そのほか、既存の施設の利活用や農商工連携、これで特産品づくりなども一宮町に生かせるのではないかと、このようにも感じてまいりました。

いずれにしても、現場の声を大切にして、十分なシミュレーションを描きながらみんなで取り組んでいく、こういうことがいいのではないかと、このように考えております。農業振興は、人づくり、土づくり、道づくりが大切であります。実行できる段階に進んだら、プロジェクトチームなども含めて、具体的に実行できる段階での考え方等を伺いたいというふうに思います。

3点目は、TPP（環太平洋連携協定）の問題について伺います。

TPP閣僚会合が会期の延長を重ねる中で、10月5日に大筋合意として終了いたしました。これまで秘密に進められてきた交渉が、少しずつ内容が伝えられるにつれて、国会決議にも自民党自身の公約もほごにする内容であることが明らかになってきております。

自民党は2012年の総選挙で、嘘をつかない、TPP断固反対、ぶれない自民党、このように訴え、政権を奪還しました。しかし、2013年3月、安倍首相は、例外なき関税撤廃ではない、こういうことを確認したとして、TPP交渉への参加を表明し、交渉を推進してまいり

ました。

これまで、秘密交渉のために、マスコミで譲歩が報道されても、一切決まっていなかった、この一点張りで国民をだましてきました。TPPについて国会決議は、農産品重要5品目、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源、この5品目については関税の撤廃や削減も行わない、除外を求めてこれが満たされない場合には、交渉からの撤退を明記しております。

しかし、大筋合意は、重要5品目の3割の関税を撤廃、アメリカ、オーストラリア産米、この特別輸入枠を7.84万トン受け入れる。ミニマムアクセス米の枠で年間77万トン入れておりますけれども、この中のお米をアメリカ産の輸入を6万トンふやす、牛肉、豚肉の関税を実質的にゼロに近い水準まで削減をしていく、麦や乳製品、甘味資源の特別輸入枠を新設するとしており、国会決議破りは明白であります。

重要5品目以外の農林水産物では、98%に当たる品目が関税撤廃され、野菜は関税を全廃、日本の農林水産業への影響は計り知れません。日本を守るどころか、食料自給率を引き下げ、日本を存立危機事態に追い込むのであります。

ちなみに、一宮町の生産物のうち、トマトは現在3%の関税がかかっておりますけれども、これは即時撤廃になります。トマト加工品は現在16から29%の関税がかかっておりますけれども、6年から11年目には0%に、ブロッコリー、カボチャ、ネギは3%の関税が即時0%に、ジャガイモ4.3%が即時0%、イチゴは6%が即時0%、サツマイモは12.8%が6年目で0%、タマネギは8.5%が6年目に0%、落花生は10%の関税が即時から8年かけて0%にと、深刻であります。

現在、就農者年齢、これが平均65歳を超えております。これを考えれば、食料自給率の向上だの後継者対策といっても、地道な努力を続けてきたことが吹き飛んでしまいます。誰ももうからない農業の跡を継げとは、どんな親でも言えないのではないのでしょうか。

さらに、農業分野のみならず、国民生活全般にかかわる分野も深刻です。雇用、医療、保険、食の安全、知的財産権なども、この仕組み、ルールの変更が行われます。今回の交渉でも一番もめたのは、医薬品の特許の保護期間の対立であったと、このように言われております。アメリカの巨大製薬会社が、みずからの利益をふやすために、特許の保護期間を12年にしろ、このように譲らずに、日本以外のほとんどの国は、そんなことをしたら人々の命を救う安価なジェネリック医薬品が製造できないから5年以下にしてくれ、このような対立で猛反発しておりました。

日本もジェネリック医薬品の推進に力を入れ出したところでありますけれども、国民の命、



健康を守るなら、本来アメリカに反対すべきだったんですが、そうではありません。TPP全体が徹底的な規制緩和を進めるといいながら、これは規制強化であります。人の命と健康、暮らし、環境を犠牲にしても、一部企業の経営陣の利益をふやすこのルールを押しつける、ここにTPPの本質、特徴があるわけではないでしょうか。

もう一つ、TPPの大事な点は、ISDS条項です。

これは、投資家対国家間の紛争処理条項と言われるものでありますけれども、国の主権を損なうISDSには合意しない、これが国会決議でありました。オーストラリアは、健康と環境にかかわる措置はISDSの対象外にしていく、このように主張していました。当然でありますけれども、日本とアメリカがこれを押し切り、どれをとっても国会決議、公約違反であります。

マスコミは、関税撤廃で食品価格が下がるともてはやしておりましたが、国内農業が潰れれば、安全な食料を安定的に確保することはとてもできません。まさに、関税撤廃を約1兆円、これは農業予算の約4割に当たりますけれども、この財源が消えれば、新たな増税になりかねません。

2度にわたる議会での反対決議や、これまでのまちづくりの努力も台なしにするTPP交渉であり、交渉からの撤退、合意の撤回を強く求めるものであります。町長の認識を伺います。

あわせて、国会での内容説明、批准審議はこれからであり、地域の声を届ける町長の行動を伺いまして、質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） 私のほうから、防災対策についてと、そしてTPPの問題についてお答えいたします。

防災対策でございますけれども、先ほど議員からもお話がありましたように、ことしは大型の台風が沖合を通過した影響で、大変海が荒れまして、旧東浪見海水浴場付近と、そして地びき網保存会が観光地びき網を行っている箇所の浜欠けがひどくなっております。また、これは一宮の海岸だけではなく、長生村や白子町ではもっと大がかりな浜欠けが起こりまして、海水浴場の駐車場まで大きく浸食されているというような状況でございます。

このような状況に対しまして、一宮町と白子町と、そして長生村の首長3人は、本年の9月25日、そして11月19日と2回にわたって、県に対して要望活動を行ってまいりました。

県のほうの見解は、今まで皆さんご承知のとおり、九十九里浜の浜欠けに対しましては、一番北のほうの飯岡のほうと、そして一宮のほうに、ヘッドランドという形で工事を進めてきているわけです。ですから、その間については、全く工事はされておりません。そういうことで、一宮と飯岡については一つの実証実験ということで、その経過を見て九十九里全体をやっていくという考え方であったと。ただ、なかなか予算がつかなくて、なかなか進捗しなかったというご説明がございました。

そして、今後は、こういう形でやっても限界があるので、九十九里浜全体の海岸浸食の計画をつくって、これを国に提出して、国から予算をいただいて、九十九里浜全体の浜欠け防止対策をしていくと。そのためには、28年度1年間ぐらいかけて、いわゆる九十九里浜全体の浸食防止計画みたいなものを県が策定をして、それを国のほうへ提出して、予算獲得をして進めていきたいというお話がまずございました。

そのときに、一つお話が出たのが、先ほど畑場議員もおっしゃったように、今、一宮町でこの間やってきましたのは、ヘッドランドの工事を進めるに当たりまして、海岸にお住まいの方、それから漁業を行っている方、それからサーフィンをやっている方、それから有識者というような方で、それから、いわゆる地びき網の保存会の方も入っていますけれども、要するに、海岸にはいろいろな方の利害が対立しているわけですね。そういう人たちの利害を調整して、しかも意見を聞くような場所ということで、一宮の魅力ある海岸づくりという会議をつくって、工事を始めるに当たっては県からの説明を聞いて、そしてみんなが納得した上で工事を進めるという形を今までやってきているわけです。こういうものは一宮しかないんですね。これはほかの町村にはまだございません。

ですから、例えば九十九里浜全体で海岸浸食をやっていく場合には、当然、漁業協同組合の意見も聞かなくちゃいけないし、海岸で生活を営んでいる方の意見も聞かなくちゃいけないしということで、県のほうとしては、一宮がつくってあるこの魅力ある海岸づくりのような会議を九十九里浜全体でつくっていかないと、幾ら計画をつくっても地元住民の了解を得られないだろうということで、そういう考え方も話しておられました。

そして、とりあえず、一宮にあります2カ所でございますけれども、地びき網保存会のあの場所は、地びき網をやるために護岸ができない場所でございます。そこで今回浸食がされているんですけれども、これにつきましては県のほうの見解は、この九十九里浜の一宮の今までの傾向からいけば、冬場に浸食はするけれども、夏の海水浴シーズンまでには砂浜はまた回復するという周期がありますので、それで何とか回復するのではないかなというふう

に県は見ております。

そして、もう一つの東浪見海水浴場におきまして行われました例の護岸のあれがかなり持っていていかれたんですが、これについては、北部林業事務所でもとの形に修復をするというふうに私は聞いております。町としましては、この2カ所につきましては、県のほうが言っているように、果たして回復するのかどうかよく状況を見きわめまして、必要であれば、必要な対策を県のほうに要望していきたいと思っております。

ただ、私、先ほど焔場議員がおっしゃいましたけれども、12月7日、3町村の皆さん方が国土交通省のほうに行かれたと思うんですけども、そこに行っておわかりだったと思えますけれども、今、日本全体で海岸浸食が進んでおりますけれども、海岸浸食を専門に扱う部署が非常に弱いということなんです。

要するに、国に行ってみればわかると思いますけれども、いわゆる河川環境課というんですか、河川を管理する課の中の1つの室なんです。課さえ存在しないということで、専門の職員も予算も非常に少ないというのが実情でございまして、これについてはかねがね、私たちは、白子町長を会長とします南九十九里浜保全対策協議会というのをつくって、国にたびたび陳情しておりますけれども、非常に国のほうの体制が弱いということで、さらにこれについては強めていきたいなと思っております。

それから、T P Pの問題ですけれども、これは先ほどお話がありましたけれども、これはいわゆる環太平洋パートナーシップ、略称T P Pですけれども、これは農林水産業だけではなくて、国民生活全般にかかわる雇用の問題、医療の問題、保険の問題、食の安全の問題、そして知的財産権など、極めて広い分野にわたる重要な協定でございまして。

ですから、日本の交渉参加を前にした2013年4月には、衆議院と参議院の農林水産委員会で、先ほど議員がおっしゃったように、政府に対して、例えば米とか麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などのいわゆる農林水産物の重要5品目については、引き続き再生産可能となるようにこの協定から除外をすると、または再協議の対象とするといった要望を国会で決議をしているわけでございます。今回の大筋合意では、この農産物の重要5項目では、586品目のうち70%に当たる412品目が関税撤廃の例外となっております。

そこで、実は私、10月14日にこの長生郡市の町村会長という立場で、ほかの町村から預かりまして、農林水産省のほうに米価対策の要望に伺ったわけでございますけれども、そこで農林水産省の担当課長から伺った説明によれば、T P Pによって今回この協定どおり実施されますと、アメリカから7.8万トンというお米が入ってくるわけです。このお米が入ってく

れば、当然、国内のお米の値段が下がるのではないかという危惧があるわけですが、これについて政府はどのようなふうを考えているかといいますと、これは非常時の政府備蓄米に回すということで、一切市場には出さないの、価格には影響しないというような話をおっしゃっていました。

実は、11月に東京で全国町村長大会、これは毎年東京で開かれます。私たちも出席しておりますけれども、この大会では、今回の合意は幅広い分野に影響を及ぼし、特に農林水産業に深刻な打撃を与える懸念があると。また、地方創生を推進する上でも支障になりかねないという形で、今回の大筋合意の内容を前提にしないことなどの特別議決を行って、政府に要請活動を行ってきたところでございます。

なお、農業以外では、先ほど議員もおっしゃったように、人の移動の自由化では、例えば介護保険分野で不足している介護職員の増員対策として、例えば外国人看護師等の受け入れについてもいろいろな議論がなされております。また、医療や保険につきましても、日本医師会が与党や政府に対しまして、世界に誇る我が国の国民皆保険が守られるように強く求めていくと述べるとともに、社会保障と経済は相互作用の関係にあることから、TPPの動向を引き続き厳しく注視していくという見解を示しておりまして、さまざまな分野で問題があるということは私も認識しております。

いずれにしましても、まだ大筋合意の段階でございまして、TPPが決着したわけではございません。発効までには、正文の完成から、そして署名、そして議会での批准が必要になります。我が国の未来の形を左右する重要な協定でございますので、国会で十分な議論が尽くされることを強く期待しております。

また、政府は今後どのような対策を示すのかしっかりと見きわめまして、行政に反映させたいと考えております。また、TPPは大きな問題でございますので、今後、さらに国からも説明がされていくものと思いますが、長生郡市でも意見交換をした上で、要望活動などの働きかけを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、杵場議員の2点目、地方創生一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の(3)について、農業分野についてお答えいたします。

総合戦略における農業分野での対策につきましては、例えば農業のICT化に向けた創業支援でございますが、具体的には、現在、役場下でトマト栽培施設を建設中でございますが、

この施設は農事組合法人が実施しているもので、環境制御システムを駆使した栽培工法を取り入れ、これまでの10アール当たりの収量の3倍を生産するというものでございます。先端技術と設備が整った施設とはいえ、人手はどうしても必要となりますので、役場下の施設におきましては、今後20人程度の雇用が予定されております。このように、ブランドである長生トマトの生産量増大を目指す法人の立ち上げ、また、施設建設を支援することで、雇用の促進を目指すということでございます。

また、農産業発展のためには、立ち上げや施設整備だけではなく、経営の安定化を図るためには、フォローアップをすることも重要と捉え、セミナーなどソフト面での支援も行っていくということを取り上げております。

新規就農者支援につきましては、現在、1夫婦のほか2名が対象で給付を受けております。また、給付はまだですが、今年度におきまして、さらに3名の方々が農地を借り受け、耕作を始めたところで、ほかにも農地が見つかり次第就農したいという考えの方もおられます。新規就農者は、徐々にふえてきている状況でございます。新規就農者の対策につきましては、就農者の増加とともに遊休農地解消につながるものであり、今後も相談や要望にかなうよう協力していきたいと考えております。

さらに、担い手育成塾の例を取り上げられておりましたが、栽培研修や指導につきましては、必要とあらば、普及指導員を派遣できると県のほうから伺っておりますので、これらの状況を今後踏まえた中で検討してまいりたいと考えております。

また、6次産業化として、現在、トマト館におきましては、農協婦人部を中心にみそづくり、あるいは摘果メロンやトマトの加工品がつくられておりますが、そこでの製品はイベントなどで販売する場合がありますが、ほとんどが自家消費に回されており、最終的な販売が課題となっております。この課題解消に向け、今後婦人部を初め、利用している各グループとも十分話し合いを行い、6次産業として体系構築に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問はありますか。

畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 1点目の防災対策につきましては、今のご答弁で了解をいたしますけれども、特に東浪見地区の浜欠けの問題については、せっかく築いた防災堤がさらわれていくようなことのないように、まだこれから本格的な冬に向かっていきますから、3月ぐらいまでの間にもう何回か、大きな荒れる天候に遭うと思うんですね。

そういう中で、せっかくつくったものが台なしになってしまうというのも困りますので、その辺は少しスピードを上げて対策をとってもらえるように、地元からも県の北部林業事務所の方にも後押しをしてあげていただきたいというふうに思います。全体抜本計画については、一宮は先進地なものですから、やはり南九十九里の浜をどうするかということでも、イニシアチブをとって頑張っていたきたいというふうに思います。

2番目の、地方創生一宮町まち・ひと・しごと創生の問題でありますけれども、これについても、まず議員全体会議の中では、メニューをとりあえず認定を受けるために出したんだと。これから一つ一つ実際の財源の問題も検討しながら進めていくということは、非常に堅実で、いいやり方だというふうに考えております。

その中で、一つ一つ具体的な事例になってくれば、やはり今まで取り組んできた、農業でいえば農業者、そういうところの知恵を十分生かしながら、やはり総合的なプロジェクトをぜひ立ち上げて進めていただきたいと。先進例もありますから、必要であればそういうところの視察も含めて取り組むということがいいんじゃないかというふうに思います。これも頑張っていたきたいというふうに思います。

3番目のT P Pの問題については、今ご答弁の中で、10月14日に低米価対策で国に交渉をして農林水産省の方から回答をいただいたと、T P P絡みのお米の問題については、備蓄米で対応するので市場には流さない、そういうような回答だったそうでもありますけれども、この問題については再質問をさせていただきますけれども、米の輸入がふえても同量を備蓄米に買い取るから影響が出ない、このような説明を当時しておりますけれども、輸入拡大が米の過剰に拍車をかけて低米価の要因になっていると。外国産米が業務用などに流れていく、そうした競合が価格を引き下げている現況、これは否定できない事実なものですから、一概にそういうふうにして市場に影響を与えないから大丈夫だというのも、よほど慎重に見ていかないと大変なことになると。

北総地域の7市町首長さんが連名で、このT P P交渉についても、長生郡で行ったような要望書を国に提出しております。私たちの地域も実情を見ながら、まだこれからの国会審議でありますから、地域の実情を実際の声、文章として、やはり国に強く要求して、不利益が生じないように対策をとっていただきたいと、国への要請行動に出るよう、これは強く求めたいと思いますけれども、この辺での再度見解を伺うものであります。

事務局の方には北総地域の要望書を提出してありますので、ごらんになっていただいて、ぜひ長生郡市の首長さんの会合のときにも、その辺を話題に取り上げて、進めていただきたい

いなというふうに思います。この1点だけ、再質問いたします。

○議長（島崎保幸君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） この12月下旬に、また長生郡市の町村長で集まる機会がございますので、今、畑場議員からお示しいただきました北総の要望書等も踏まえまして、皆さん方と議論した上で、必要な働きかけをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○14番（畑場博敏君） 終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

---

◇ 鶴 沢 清 永 君

○議長（島崎保幸君） 次に、4番、鶴沢清永君の一般質問を行います。

4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） 4番、鶴沢清永です。

2020年東京五輪・パラリンピックサーフィン競技会場誘致について質問いたします。

一宮町では、昨今、サーフィンが盛んで、毎年、年間を通して全国からたくさんの人に来ていただいております。私もサーフショップを経営しており、一宮町サーフィン業組合組合長もやっておりますが、サーフィンを目的に一宮町に来る人は年々増加しています。

一宮町は、上総一宮駅から東京駅まで特急で1時間という交通の利便性と、サーフィンに適した波を持つ一宮町に住みたいという2つの柱で、一宮町の人口は10年前と比べ増加しました。これは全国でも異例のことで、すごいことでもあります。

町長は、6月に東京五輪の追加8種目にサーフィンが入ると、早速、全国のサーフィンが盛んな市町村へ、サーフィンの五輪正式種目を応援する首長連合参加を呼びかけいたしました。このときは私も、一宮町サーフィン業組合長ということで、町長から相談を受けました。

首長連合で行うことは、お金をかけずにやれることということで、フェイスブックによる応援メッセージと、サーフィンの夢をかなえる1万人のビーチクリーンということで、7月17日に東京の日本オリンピック委員会記者クラブで一宮町主催による記者会見を行い、最終的に、全国で32市町村の参加となりました。素晴らしいアイデアと実行力だったと思います。

これが功を奏したのか、平成27年9月28日に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、東京五輪の追加種目、追加競技として、国際オリンピック委員会に追加提

案する5種目を発表した中に、見事にサーフィンが入りました。これは、私にとっても相当うれしいことであり、そして、一宮町のサーフィン業組合長ということで、町長と一緒に検討した中で、一宮町が千葉県外房地域の16市町村と、千葉県内のサーフィン連盟の4支部、これは銚子、千葉東、千葉西、千葉南ですね、そこに呼びかけ、11月26日に2020年東京五輪・パラリンピックサーフィン競技会場の誘致に係る要望書を千葉県知事に提出したことは、テレビ、新聞でも大きく報道されました。

そこで、町長に質問いたします。

千葉県知事に、2020年東京五輪・パラリンピックサーフィン競技会場を千葉県外房地域へと要望書を出したばかりではありますが、最終的にはサーフィンのオリンピック会場は1カ所となります。私は、日ごろから一宮の波の力は世界レベルだと思っており、波の安定性、大会に必要なサーフポイントの多さ、世界大会経験の豊富さ、そして、東京駅まで特急で1時間という交通の利便性など条件がそろっている一宮町が、サーフィンのオリンピック会場にふさわしいと考えております。

一宮町がサーフィンのオリンピック会場となれば、一宮町だけではなく、外房地域のまちおこしに大きくつながると思います。開催地決定までに、町長だけでなく、議会、関係者なども力を合わせ、誘致活動が必要と考えられます。町長の考えを伺います。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 鶴沢清永議員の質問にお答えいたします。

鶴沢議員には、一宮町サーフィン業の組合長でございまして、6月に東京五輪の追加8種目が発表された後、これまでいろいろとご相談させていただきました。

議員が話されましたとおり、私はまず、サーフィンをオリンピックの正式種目とすることを目的といたしまして、6月に全国の市町村にこの首長連合への参加を呼びかけました。現在まで、北は秋田県、そして南は宮崎県まで、32市町村が参加をしております。これは、来年の8月の正式決定まで続ける予定でございます。

次に、11月26日には、外房地域16市町村と日本サーフィン連盟の県内4支部に呼びかけまして、外房の開催を目指しまして、県にその誘致を求める要望書を、森田健作千葉県知事に提出いたしました。森田知事はその席上、熱意が大変伝わったと、一致団結して頑張りますようと、積極的な取り組みを約束していただきました。

外房地域は、日本で最初にサーフィンが行われている場所でございます、半世紀をかけ



て現在のサーフィンのスタイルや文化が築かれ、国内はもとより、国際的なサーフポイントとして発展を遂げてまいりました。日本で最もコンスタントに波があるビーチエリアであり、都心からの交通アクセスがよいこともあって、外房地域全体で年間100万人を超えるサーフィン愛好者が来訪しております。世界大会も含めて、数多くの大会が開催されております。こうした恵まれた環境の中から、サーフィン全米オープンチャンピオンになりました大原洋人選手、一宮町の出身でございますが、このような選手も、オリンピックのメダルを期待できる若者も多く輩出しております。

外房地域は、一方では人口減少の大きな地域でございますが、東京五輪のサーフィンの開催は、地域活性化の絶好のチャンスだと考えております。外房開催がもし実現した場合には、会場の自治体だけではなくて、練習会場、宿泊所、道路といったインフラ整備など、地域全体に大きな経済効果が期待されます。

サーフィン開催をめぐるしましては、ほかに宮崎県、あるいは静岡県、神奈川県、福島県などが既に誘致に名乗りを上げております。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会は、整備に要する時間がある程度かかるということで、最終決定をされる来年の8月の総会までに競技会場の選定作業をすることを決めまして、11月にワーキンググループの設置を既にスタートしております。

実は今週、千葉市内でパーティーがございまして、そこで橋本参議院議員のお話を聞きました。橋本参議院議員は、東京五輪組織委員会の理事でございます。その橋本さんの話によりますと、サーフィンが採択される可能性は極めて濃厚であるということ、そしてもう一つ、誘致会場としては千葉県の外房が大変有望であると。そしてもう一つは、橋本先生は今、大網白里市の住民でございますので、千葉県のためにも応援をしたいというお話を3ついただきました。

千葉県は現在、サーフィン競技会場の誘致をどういう形でもって進めていったらいいのか、現在、県の担当課は各関係機関の動向を注視しておりまして、まとめ次第、その動きにつきましては、この我が一宮町へ連絡が来るような手はずとなっております。

私は、森田知事を先頭に関係市町村と連携いたしまして、外房地域での開催を目指して全力で取り組んでおりますけれども、先ほど言いましたように、この外房地域の中でも一宮町が一番オリンピックをやるにはふさわしい場所だと考えておりますので、この一宮町がもし会場となれば、一宮町の発展ははかり知れないものでございますので、私にできることは全力で、ぜひ行っていく所存であります。今後の状況を的確に判断いたしまして、また必要で

あれば議員さんの力、また町民の力もおかshite、来年8月の吉報を勝ち取りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問はありますか。

鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、関係市町村と連携してとりましたが、それは本当に大事なことだと思います。ですが、その中でもオリンピック誘致に関しては、やっぱり1カ所ですから、一宮町がしっかりとリーダーシップをとっていかないといけないと思うんですよね。そのところをもう一度、町長はどう思っているか。確認のため、もう一度お願ひします。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 正式種目の場合も、私ども一宮町がリーダーシップをとりました。そして、この外房応援につきましても、外房開催についても一宮町がリーダーをとりました。今度はいよいよ第3幕目ということで、一宮町にこの会場誘致ということで、今まで以上の努力を払っていきたいと思います。

ただ、申し上げたいことは、やはり外房地域全体の関係市町村との関係もございまして、実際に私たちが今考えてみた場合、一宮の場合には、波が大変すばらしいと、交通の便もいいということがありますけれども、宿泊地が一つの大きなネックになっております。これにつきましても、関係市町村とも少しお話を申し上げたんですけれども、例えばお隣の白子町とか、あるいは御宿町とか、勝浦市とか、そういうところに宿泊地も、やはりお客さんも引っ張っていくような形で、関係市町村の協力もいただきながら、一宮で開催するという形に持っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 質問ではございませんが、オリンピックが一宮町に来るということは歴史的な出来事であり、さらには、地域全体の経済活性化や地域再生につながっていくと思います。先ほども言いましたが、これに関しては、町長がしっかりとリーダーシップをとっていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長（島崎保幸君） 以上で鵜沢清永君の一般質問を終わります。

これもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午後 2時10分

---

再開 午後 2時30分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

◎認定第1号～認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第6、認定第1号 平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成26年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思います。

本案は、平成27年第3回議会定例会において、決算審査特別委員会に審査の付託をいたしております。閉会中の継続審査に付された決算認定の認定第1号より認定第5号までの審査報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、森 佐衛君。

○決算審査特別委員会委員長（森 佐衛君） 決算審査特別委員会報告書。

平成27年第3回一宮町議会定例会において、閉会中の継続審査に付された平成26年度決算認定第1号から認定第5号までの5件を次のように審査しましたので、報告いたします。

1、審査日時・会期・現場踏査。

第1日目の審査は、10月22日木曜日の午前9時に開会し、会期等を決定した後、審査に必要と判断した次の3カ所について、午前9時20分から午前10時25分までの間、現場踏査をいたしました。

①一宮海岸広場整備事業の状況、②中央ポンプ場No4のポンプ10年点検の状況、③振武館天井落下対策等改修事業の状況の3カ所です。

その後、午前10時30分から一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算の審査を、総務課、税務住民課、福祉健康課、保育所の順に行い、午後4時30分に散会いたしました。

第2日目の10月23日金曜日は、午前9時から事業課、農業委員会、議会事務局、まちづく

り推進課、教育課の順で審査を行い、午後4時10分に全て終了いたしました。

## 2、前年度の要望事項。

前年はありませんでした。

## 3、審査の状況。

認定第1号 平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は45億9,661万738円で対前年14.9%減となっており、歳出は43億81万1,815円で対前年16.8%減であります。大きな減額要因は、庁舎建設事業や道路整備事業、一宮小学校体育館耐震改修事業等の終了によるものであります。

審査では、各課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答、並びに委員外質問に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論として、渡邊美枝子委員。

平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論する。

平成26年度決算を検討する中で、住民サービスの向上から評価できた点として、高校3年生までの医療費助成や、土曜日の特定健康診査の実施、介護予防事業の推進、交通安全施設整備、小学校図書室へのエアコン設置などがある。

さらなる要望改善を求める点として、小中学校の普通教室へのエアコン設置は、近年の異常気象、猛暑傾向から、年次計画で順次整備すべきであり、リースでの設置も可能である。

17区公園整備事業も、長年の地元要望であり、調査費・概算予算等計上すべきであった。

国保税の引き下げについても、住民要望は強く、国保事業を社会保障と位置づけ、法定外繰り入れをして税の引き下げを図るべきである。

町施設使用料は、町民サービス料であり、町は消費税課税事業者でないため、料金の上乗せ値上げはすべきではない。

以上、評価できる点もあるが、町民要望を含め、さらなる改善を求め反対する。

賛成討論、小安博之委員。

平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をする。

平成26年度決算は、歳入では根幹をなす町税が2年連続で増加となったが、もう一方の柱である地方交付税の減少などから、未利用の町有地払い下げや各種基金の有効活用による財源補填が図られ、執行部の財源確保への努力が十分に伺えるものである。

実施された事業を見ても、子供たちの成長環境を一層充実させるための東浪見保育所の整備着手と私立保育園への施設整備補助のほか、旧庁舎の解体と駐車場整備による新庁舎の完成、中央ポンプ場のポンプ整備を初めとする災害対策など、さまざまな事業が展開されている。

このように、厳しい中でも、着実に安全・安心なまちづくりが進められており、十分に評価できるものであり、今後の健全財政の堅持と質の高い行政サービスを期待し、賛成とする。

認定第1号 平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、質疑・討論の後、採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は15億6,573万3,557円で、対前年1.2%減となっており、歳出は14億7,869万8,001円で、対前年0.4%増であります。保険給付費は6年ぶりの減少となりましたが、依然として保険給付費は高い水準にあるとのことでした。

審査では、税務住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答、並びに委員外質問に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論として、渡邊美枝子委員。

平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をする。

評価する点として、予防医療では特定健診、保健指導の中で、生活習慣病予防と早期発見のため、貧血検査や腎臓の機能低下をチェックする血清クレアチニン検査に加え、新たに尿酸検査を行ったことなどがある。

しかし、国保会計は財政的基盤が低く、国庫負担増なしには成り立たない。にもかかわらず、国庫負担は減り続け、保険料の支払いで加入者は苦しんでいる。国保は社会保障であることを忘れてはならない。

今、町に求められていることは、国・県に対し補助の増額を要請し、社会保障の観点に立ち、一般会計法定外繰り入れをしても保険税負担を減らす努力をすべきである。よって、この点で改善を求め、反対する。

賛成討論、鶴野澤一夫委員。

平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討

論する。

国民健康保険は、加入者の所得水準が低いことに加え、年齢構成が高いために医療費の支出が多いなど、財政基盤に構造的な問題を抱えているため、問題解決の観点から、都道府県化に向けての検討が行われ、国民健康保険制度は大きな転機を迎えようとしている。

町では、国民健康保険事業の健全な運営を確保する上で、その仕組みについて、広報やパンフレット等による啓発を行うとともに、戸別訪問や納税相談、コンビニ収納の開始など、国保税の徴収率向上にも努力している。

また、特定健診、特定保健指導、人間ドック助成も引き続き行われ、生活習慣病の予防と早期発見を目的とした被保険者の健康管理にも取り組み、医療費の削減に努めている。

こうした点から、今後も大変厳しい運営状況が想定されるが、全体としては適正な決算であると判断し、賛成する。

認定第2号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、質疑・討論の後、採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成26年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は10億3,291万8,168円で、対前年4.3%増となっており、歳出は10億163万677円で、対前年3.2%増であります。増加の主な要因は、介護給付費の増加によるものであり、要介護認定者も年々増加を続けているとのことでした。

審査では、福祉健康課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、渡邊美枝子委員。

平成26年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論する。

町で行っている介護予防事業は評価する。しかし、この年の前年の国会では、軽度の要支援者を介護保険から外し、市町村事業へ移行とさせることが決まった。サービスの低下が心配されるなど難しい運営が迫られている。

一方、特養待機者は平成26年12月では90人であったにもかかわらず、第5期介護保険計画では特養建設の計画が盛り込まれていない。

また、介護保険料は、この年まで基準月額が4,250円で支払限度額に近づいており、介護保険料の軽減の課題は残っている。

介護を社会全体で支える制度としてスタートした原点に立ち返り、高齢者とその家族に手

厚く寄り添う制度となることを求めて反対する。

賛成討論、小林正満委員。

平成26年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論する。

平成26年度は、第5期介護保険事業計画の最終年度であり、介護予防の推進や、地域生活支援の推進に取り組むとともに、第6期事業計画も策定されるなど、滞りなく事業が遂行できたものとする。

介護保険制度は、平成12年4月から施行され、介護を受ける高齢者やその高齢者を支える家族も安心して生活が送れる制度として定着してきているが、団塊の世代が65歳を迎え、一宮町でも高齢化率が30%を超えるなど、介護認定者の増加に合わせ、介護サービスにかかる費用も増加しております。

このため、出張予防教室を充実させ、在宅での閉じこもり予防を図るなど、介護認定者や介護給付費の抑制に努める姿勢は評価できるものとする。

よって、本会計が適正かつ効果的に運営された結果と判断し、平成26年度介護保険特別会計決算認定に賛成する。

認定第3号 平成26年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、質疑・討論の後、採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億2,005万8,319円で対前年2.2%増となっており、歳出は1億1,975万9,519円で対前年2.2%増であります。増加の主な要因は、保険料の改正によるものとのことでした。

審査では、税務住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりでございます。

質疑後、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、渡邊美枝子委員。

平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場で討論する。

この制度は、都道府県ごとに一つの広域連合をつくり運営する仕組みであります。町は、保険料徴収事務だけを受け持つ会計となっている。そのため高齢者の声が直接届きにくい。

この年の2月、広域会議で保険料を平均1,064円値上げし、6万7,464円とした。しかし、毎年年金は減らされ、この年の4月には消費税が上がっている。そうした中での年金からの天引きは過酷である。妻の年金が非課税でも天引きされるので、夫の保険料控除とならず、税金の支払いがふえるという声もあった。高齢者の生活と気持ちを無視するようなこの制度

そのものに反対し、この会計には反対する。

賛成討論、藤井幸恵委員。

平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計決算認定について、賛成の立場で討論する。

後期高齢者医療制度については、平成20年度から制度が開始され、社会的にも定着してきた。また、現況の変化に伴い、その内容についても国の社会保障制度改革において議論がなされ、制度の適正かつ円滑な運営に努めている。

本制度の運営は、県内全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となって行っており、町は保険料の徴収のほか、各種申請・届出の受付や納付相談等の窓口業務を行っている。また、広域化されているため保険料の平準化がなされている。

高齢者の不安をなくし、安心して適切な医療が受けられるよう、可能な限り保険料の増加を抑え、低所得者の保険料軽減策などの取り組みも行っており、高齢化社会の中で、健康で明るい老後を過ごすためにも、適切な決算と判断し、賛成する。

認定第4号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑・討論の後、採決を行い、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億516万5,207円で対前年6.3%減となっており、歳出は1億289万1,737円で対前年6.1%減であります。減額の主な要因は、農業集落排水機能診断業務の終了によるものとのことでした。

審査では、事業課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。

なお、審査で出された質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。

質疑後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、最後に、町に対して次のとおり、2点の要望がありました。

1つとして、消耗品費や備品購入費は全体で考えると件数・金額ともに膨大であり、地元経済における役割は大きいと認識しなければならない。可能な限り地元経済の振興に役立つように、できるだけ地元業者を最優先し発注することを望む。

2点目として、農業集落排水事業における北部地区の加入率が、全体のおよそ50%と依然低い状態にある。加入率を上げるよう検討されたい。

平成27年12月11日、決算審査特別委員会委員長、森 佐衛。

一宮町議会議長 島崎保幸様。



以上です。

○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告には、反対討論や賛成討論が細かく報告されております。また、別冊で、審議中に出された質疑・応答も詳細に記載されておりますので、委員長報告に対する質疑並びに討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略いたします。

これより、認定第1号から認定第5号までの採決に入ります。なお、採決については、議案ごとに個別に行います。

認定第1号 平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、認定第1号 平成26年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第2号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、認定第2号 平成26年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第3号 平成26年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、認定第3号 平成26年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第4号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、認定第4号 平成26年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより、認定第5号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島崎保幸君） 全員起立。よって、認定第5号 平成26年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第7、議案第1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

一宮町個人番号の利用等に関する条例につきましては、1ページの第1条の趣旨から2ページの第6条の委任までの6つの条文からなるものでございます。

初めに、1 ページの趣旨の第 1 条でございますが、趣旨は、平成27年10月からは住民票を有する個人に12桁の個人番号が通知され、平成28年1月からその利用が始まりますが、これにより、番号法で規定している事務以外に、町独自で個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、定義の第 2 条は、個人番号、特定個人番号など、この条例に用いる用語の定義を定めるものです。

次に、町の責務の第 3 条は、個人番号を含む特定個人情報の取り扱いについては、より一層の保護措置を講じながら、町独自の個人番号の利用により住民サービス等の向上に努めることを町の責務としております。

次に、2 ページをお開きいただきたいと思えます。

個人番号の利用範囲の第 4 条は、こちらは番号法第 9 条第 2 項に基づき、個人番号の利用の範囲を定めるものです。町が個人番号を独自に利用する事務は、3 ページの別表第 1 で定めており、一番上の 1 番の子どもの医療に要する費用の助成に関する事務から、11番の経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する学校教育に必要な援助に関する事務までの11件であります。

町の独自利用事務のうち、庁内同一機関内の、例えば福祉健康課と税務住民課で行う特定個人情報とその事務につきましては、3 ページから 5 ページの別表第 2 で定めております。

次に、町の他の機関への特定個人情報の提供の第 5 条は、番号法第19条第 9 号に基づき、町の出向機関間、町と教育委員会において提供する特定個人情報とその事務について、5 ページの別表 3 で定めております。

次に、委任の 6 条は、その他この条例に必要な事項を規則で定めることを規定しております。

附則としまして、個人番号の利用が平成28年1月1日から開始されるため、条例の施行日とするものであります。

説明につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

- 14番（畑場博敏君） 議案第1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の制定についての反対討論をいたします。

本議案は、マイナンバー制度と通称言われている、住民票のある全ての国民に付番するという番号法に基づく利用等に関する条例でありますけれども、反対理由の第1点は、マイナンバー制度は、利用、運用についての国民の不安が解消されていない制度であるという点であります。既にニュース等で報道されております新卒の詐欺が多発している問題があります。また、これから運用が始まる中で、成り済まし、盗難、紛失等でプライバシーは大丈夫かという不安があります。マイナンバーは、同じ番号を多用することから、芋づる式漏えいの危険性があり、どこから流出したのかがわかりにくい問題が発生します。

マイナンバー制度に対する世論はどうか。不安であるということが7割から8割、期待しているという声が非常に小さい点が2点目の反対理由です。

反対理由の3点目は、先進7カ国ではマイナンバー制度はリスクが高く、使われていないという点であります。

4点目には、財政負担が大きい問題です。費用対効果を検証してみても、これは総務課の皆さんにお骨折りいただいてつくってもらった資料でありますけれども、制度発足時こそ、国庫補助が来ますけれども、その後の維持管理費は自主財源になっていくために、10年間だけ見ても、総額4,480万円のうち約半分の2,100万円が自主財源に負うところが大きくなります。

結論的に言えば、とりあえず利用は延期し、再考し、中止、廃止すべき制度であり、反対するものであります。

なお、議案第2号・3号についても同様の趣旨で反対するものであります。

以上です。

- 議長（島崎保幸君） 賛成討論はありますか。

6番、小安博之君。

- 6番（小安博之君） 小安博之であります。

私は、議案第1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

番号法は、主に社会保障・税の分野で効率的な事務ができるよう規定されております。今

回の条例については、番号法で定められている事務以外に、当然町独自の社会保障・税に分類される事務として、高校生等、母子家庭、重度心身障害者への医療費助成に関する事務や、在宅高齢者に対する紙おむつ等購入費助成の手続、生活保護、児童手当その他の支給などの手続事務について、庁内連携、情報の連携を行えるようにするためのものです。

このような行政手続で従来必要であった住民票や各種証明書などの添付書類が省略、負担軽減が図られ、国や地方公共団体との情報連携のためにも規定しておかなければ機能できず、町民への大きな負担となりかねません。

したがって、本条例は番号法に基づき制定するものであり、整備を進めるべきであると考え、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第1号 一宮町個人番号の利用等に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第8、議案第2号 一宮町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案第2号 一宮町税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案つづりの6ページからになります。

今回の改正につきましては、大きく2条立てとなっております。

第1条関係ですが、猶予制度の見直しに関する規定の追加になります。

こちらは、平成26年度税制改正におきまして、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期

かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受け、地方税の猶予制度についても、所要の見直しが行われることになり、平成27年度税制改正におきまして、地方税法が改正されました。今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっております。

猶予にかかる担保の徴収基準など、一定の事項につきましては、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされました。本町におきましては、国税の基準を緩和するとか、または強化するという特別な事情がないことから、国税の基準に準拠する規定といたします。

猶予制度と申しますのは、大きく2つに分かれておりまして、まず徴収の猶予。こちらにつきましては、次の理由により町税を一時に納付することができないときは、申請することにより1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合がありますということで、財産について災害を受け、または盗難にあったとき。納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。事業を廃止し、または休止したとき。事業について著しい損失を受けたとき、などでございます。

次に、換価の猶予と申しまして、納税について誠実な意思を有する者が、町税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当するときは、1年以内に限り、滞納処分によって差し押さえされた財産の換価の猶予が認められる場合がありますというもので、もともと地方税法にはこの規定があったものですが、今回の見直しによりまして、市町村条例に全て記載するようというところで、改正するものでございます。

現行の税条例第8条から第17条まで削除という形で空白になっておりますが、議案つづり6ページの中段よりやや下に第8条があります。こちらには徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法の規定でございます。

7ページ中段に第9条がございます。徴収猶予の申請等の手続に関する規定でございます。

8ページの中段、第10条、こちらは職権による換価の猶予の手続等に関する規定でございます。

9ページ上段でございます。第11条、申請による換価の猶予の申請手続等の規定でございます。

同じページの下から6行目、第12条でございますが、こちらは担保を徴する必要がある場合の規定となっております。

続きまして10ページ、一番上の行からになります。第2条一宮町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ということで、こちらは地方税法施行規則等の一部を改正する省令というものが平成27年9月30日に公布されたことに伴いまして、27年6月議会において承認いただいていた条例の一部を再度改正するもので、今回は法人番号に関する法的根拠条文を記載するものでございます。

中断よりやや下のほうに附則がありますが、徴収猶予に関しましては平成28年4月1日から施行。第2条の関係につきましては、個人番号と同様になりますので、平成28年1月1日から施行という形になります。附則の第2条につきましては、徴収猶予の関係は28年4月以降の申請についてこの規定を適用していきますという内容のものでございます。

以上で終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければこれをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第2号 一宮町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第9、議案第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

議案つづりの12ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらにつきましては、厚生労働省関係の省令の整備に関する省令というものが平成27年9月29日に公布され、その中で国民健康保険法施行規則が一部改正されました。

改正の内容につきましては、保険税の減免申請書に個人番号の記載が必要になったことにより、様式の改正が必要となったものでございます。

以上で終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第3号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第10、議案第4号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定について、ご説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。

平成27年度一宮町の一般会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによるものでございます。



歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,501万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,126万4,000円とするものでございます。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものです。

17ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費ですが、3款民生費、2項児童福祉費、事業名は一宮保育所造成事業で、金額は4,838万7,000円です。今回の定例会の一般会計の補正予算に造成工事費を計上してございますが、工事費から算出しますと工期は6カ月が必要となりますので、地方自治法の規定に基づき、翌年度に繰り越しをするものです。

22ページ、23ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明をいたします。

22ページの2款総務費から、27ページの12款諸支出金までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

23ページの中ほどになりますが、社会保障・税番号制度関連事業の653万6,000円は、全国の自治体が提供する特定個人情報を記録するデータベースサーバーで、国及び地方公共団体間で情報連絡を行うためのサーバーを国が設計、構築する経費を全国の自治体が人口割で負担するものでございます。なお、負担金につきましては、国からの100%補助となっております。

次に、25ページをお願いいたします。

一番上の介護給付事業の604万4,000円ですが、これは障害者の自立を支援するための居宅介護や施設入居者に係るサービス料の増加が見込まれ、補正するものです。

その下の障害児支援事業の252万9,000円は、障害児の発達支援や就学した障害児の放課後の支援の利用者の増が見込まれ、補正をするものです。

次に、保育所整備事業の5,074万3,000円のうち、工事請負費の4,838万7,000円は、9区の待山地区に購入した一宮保育所の用地の造成工事を行い、L字型擁壁やU字溝の設置を行うものです。公有財産購入費の141万7,000円は、保育所の進入路部分の土地408平米を購入するものです。補償補填及び賠償金の85万6,000円は、進入路の用地買収に伴う立ち木などを補償する費用でございます。

次に、下から3つ目になりますが、子ども医療費助成事業の640万7,000円は、子供の入院

等により医療費の増加に伴い、補正をするものです。

農業振興費の701万6,000円のうち、環境保全型農業直接支援対策事業交付金の10万1,000円は、制度改正により、有機栽培を行う農業団体に対し交付金を交付するために補正をするものです。農地中間管理事業協力金の691万5,000円は、船頭給区の農地集積をするため、県の農地中間管理機構に農地を貸し付け、協力金を受給するものです。

一番下になりますが、土地改良施設維持管理適正化事業の58万4,000円は、長生第2排水機場のディーゼルエンジンポンプを自動運転するための設計委託料28万1,000円と工事請負費の30万3,000円です。

27ページをお願いいたします。

一番上になりますが、道路新設改良事業の200万円は、新熊区の町道3085号線の水道管布設工事に伴う舗装本復旧工事を広域水道部が行うことから、老朽化が進み、また舗装面と段差が生じている側溝を舗装復旧前に改修するための工事費を補正するものです。

災害対策事業の18万円は、町民対象の災害・防災に関する講演会を開催するための費用です。報償費の6万円は交通費と謝礼で、使用料及び賃借料の12万円は会場使用料です。この事業は、県の地域防災力向上総合支援金補助の対象で、50%補助となります。平成28年2月13日土曜日、岩手県陸前高田市の戸羽市長を予定しております。

下から2つ目の国民健康保険事業特別会計繰出金の140万円は、一般会計から国民健康保険事業特別会計に出産育児一時金の不足が生じるために繰り出すものです。当初予算で20件を見込んでおりましたが、5件増とし、25件とするものでございます。

その下の介護保険特別会計繰出金の75万4,000円は、一般会計から介護保険特別会計に居宅介護住宅、特定入所者介護サービス、家族介護支援事業など、それぞれの事業の増加が見込まれるため、繰り出すものでございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入につきましては、20ページの14款の国庫支出金から20ページの一番下になりますが、20款諸収入でございます。

歳入につきましては、21ページの説明欄等で説明をいたします。

一番上になりますが、社会福祉費負担金の428万6,000円のうち、介護給付費負担金の302万2,000円は、障害者の自立を支援するための居宅介護や施設入所者のサービス増に伴う国からの50%の補助金です。

その下の、障害児通所支援給付費等負担金の126万4,000円は、障害児の発達支援や、就学

した障害児の放課後の支援の利用増に伴う、これも国からの50%の補助金です。

総務管理費補助金の653万6,000円は、個人番号を含む個人情報を記録するデータベースサーバー構築に伴う国からの100%の補助金です。

社会福祉費負担金の214万3,000円のうち、介護給付費負担金の151万1,000円は、障害者の自立を支援するための居宅介護や施設入所者のサービス増に伴う県からの25%の補助金です。

障害児通所支援給付費等負担金の63万2,000円は、障害児の発達支援や就学した障害児の放課後の支援の利用の増に伴う県からの25%の補助金です。

総務費補助金の9万円は、地域防災力向上総合支援補助金で、町民対象の災害・防災に関する講演会に伴う県からの50%の補助金です。

農業費補助金の699万のうち、環境保全型農業直接支援対策事業交付金の7万6,000円は、有機栽培を行う農業団体に対する県からの75%の交付金です。

農地中間管理機構集積協力金の691万4,000円は、船頭給区の農地集積を行うため、農地中間管理機構に農地を貸し付けることによる県からの100%の補助金です。

次に、保育所整備基金繰入金の4,838万6,000円は、一宮保育所用地の造成工事を行うために、保育所整備基金から繰り入れするものです。

繰越金の1,678万円は、前年度繰越金です。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 本補正予算に反対するものとして意見を述べさせていただきます。

本補正予算には、一宮保育所移設先用地の造成工事を組んでおります。保育所整備計画に関しまして、これまで反対意見を述べさせていただいておりましたが、一宮保育所移設もそれに含まれます。

移設先の用地決定に至るプロセスにつきましては、これまで各種の問題があるということを書き添えていただいておりますが、その決定に至るまでの時間が余りにも短いといったような拙速に過ぎるような決定の状況でした。

また、一般質問の中でも申し述べましたが、通園利用者の安全、利用上の問題点も解消されていません。計画としてでき上がっておりません。周辺道路、これを利用する小中学生、高校生の安全性、こうした問題も提出されていましたが、いまだ明確な対策も挙げられておりません。また、町内広域にわたる利用者、こうしたものが今後考えられるはずですが、こうした方々への十分な説明、こうしたものもない状況でございます。

これらを考えまして、一宮保育所移設計画が余りにも拙速に進められているというふうに考えざるを得ません。よって、これに反対するものです。

ゆえに、これを含みます本補正予算を反対といたします。

○議長（島崎保幸君） ほかに。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 12月の補正に関して賛成の討論をしたいと思います。

12月補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正額8,501万4,000円については、障害者の介護給付費や農業振興事業費、道路新設改良事業など、生活に密接した補正であり、また大半を占める予算が一宮保育所整備にかかわるものです。内容については、造成工事費など保育所建設に必要不可欠なものであります。人口減少に歯どめをかけ、将来の一宮町の担い手の創造を図る上で、共働き世帯の子育て支援の環境整備や、町の地方創生総合戦略の重要な基盤となるものであります。

平成29年度に一宮こども園ができることは、保護者を初め町民からも大きな期待が寄せられておりますので、12月補正予算案に賛成いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 今回の一般会計補正予算に反対の立場で討論します。

今回の補正には、保育所整備事業4億4,942万円、農業振興予算、それから国保への繰り出し予算など、住民にとって必要な予算の補正も組まれており、この部分では賛成であります。

しかし、マイナンバー制度移行を伴う予算、介護保険から一般会計の地域支援事業への移行など、制度改悪の予算も含まれているために、この点は認められません。

以上、反対します。

○議長（島崎保幸君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第4号 平成27年度一宮町一般会計補正予算(第4次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(島崎保幸君) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第11、議案第5号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長(大場雅彦君) それでは、議案つづりの30、31ページをごらんいただきたいと思います。

議案第5号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3次)議定についてご説明いたします。

31ページ、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,360万6,000円とするものでございます。

37、38ページをお開きください。

歳出からご説明いたします。

今回、出産育児一時金の増額補正をお願いするものでございます。例年、当初予算におきまして20人分の出産育児一時金を計上しておるわけですが、現状、既に15人に達しておりますので、3月まで不足するというおそれがありますので、5人分を増額するものでございます。42万円の5人分、210万円と、それに伴います審査の手数料2,000円。210万2,000円でございます。

続きまして、歳入でございますが、35ページ、36ページですが、一時金210万円の3分の2、140万円を一般会計から繰り入れ、不足となる70万2,000円を前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第5号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第12、議案第6号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの39ページと40ページをお開きください。

議案第6号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定について。

平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ593万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,575万5,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、特定施設利用者の増加による介護サービス給付の増額及び制度改正に伴い、地域支援事業の中に介護予防日常生活総合事業が新設され、移行する既存サービスの予算の組み替え分を計上するものでございます。

初めに歳出、47ページをお開きください。

まず、上の段になりますが、2款保険給付費、居宅介護住宅改修費給付事業70万円の増額については、居宅介護住宅改修の件数の増加によるものでございます。

また、特定入所者介護サービス給付事業500万円の増額につきましては、町内にある、あすなろといった有料老人ホームなどの特定施設入所者の増加が4名見込まれるものによるものです。

その次の2款保険給付費、居宅介護サービス計画給付事業20万5,000円の減額及び、下になりますが、介護予防の一次予防事業3万円、それからその下の介護度重度化防止対策事業の3万5,000円につきましては、28年3月に制度改正に伴い移行するため、予算の組み替えを行いまして、一番下の、2段ありますが、介護予防・生活支援サービス事業の20万5,000円、その下の一般介護予防事業6万5,000円に組み替えがされます。

また、地域支援事業、任意事業、真ん中にあります家族介護支援事業10万円と、成年後見制度の利用支援事業13万円については、それぞれ対象者が1人ずつ増加したことによるものでございます。

次に歳入、44ページをお開きください。

上の国庫支出金、介護給付費負担金でございしますが、こちらのほうから1段目の下の8の繰入金までにつきましては、歳出に対する国及び県支払基金、町からの補助率の負担分が増額となったための負担割合の変更によるものであります。一番下段、9、繰越金131万5,000円につきましては、26年度分の繰越金でございします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 反対の立場で討論いたします。3番、渡邊美枝子。

議案第6号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についての反対討論をいたします。

介護予防に関する町の取り組みについては評価いたします。しかしながら、国は2000年に介護の社会化を掲げて、介護保険を導入したにもかかわらず、医療介護総合法により要支援者を外し、地域支援事業の新総合事業に移行させました。まさに保険あって介護なし、社会保障を自助・互助・共助の制度に変質させるものです。これを憲法25条、生存権、国の社会

的使命の実質改憲の突破口にはなりません。

また、ボランティアによるホームヘルプサービスでは、高齢者への敬意とか思いやりのために初期の認知症を見逃ごしてしまう危険性や、高齢者が自分でできることまで手早くしてさしあげてしまい、結果としては日常生活動作を低下させ、要介護者をふやすことにもつながりかねません。

本議案では、新総合事業への移行により、サービスの低下はないとの説明でしたが、移行そのものが国の介護保険への支出を減らし、地方自治体や小規模施設、要支援者・要介護者への財政面でしわ寄せを強めることになってしまいます。

よって、この議案6号について反対いたします。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論はありますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）について、賛成の立場で討論いたします。

団塊の世代が65歳を迎え、高齢化率も増加傾向にあり、2025年には国民の3人に1人が65歳以上になると予測されています。その中で、今回の介護保険制度改正による介護予防・日常生活総合支援事業、いわゆる総合事業が、これまでの高齢者施策の再構築、そして新たに町で取り組む事業が、住みなれた地域で安心して暮らし、介護にならないように健康寿命を延ばす原動力となるものと評価いたしております。

今後も町の介護保険制度が持続可能な制度として運営され、地域と連携し、介護予防の充実を図るためにも、総合事業に移行することによる補正予算が広角的に運営されると判断し、平成27年度介護保険特別会計補正予算に賛成いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第6号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。



---

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

閉会 午後 3時45分